



〃	主幹	松	山	神	恵
	都市整備部長	土	谷	宏	巖
	都市整備部理事兼				
	建設課長	木	村	喜	哉
	建設課主幹	河	合	忠	尚
	教育部長	吉	村	孝	博
	学校給食センター所長	高	津	和	司
〃	主幹	松	田	和	男
	上下水道部長	川	松	照	武
	下水道課長	西	川	良	嗣
	水道課長	西	口	昌	治

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺	田	馨
書記	中	井	孝明
〃	新	澤	明子
〃	山	岡	晋
〃	谷	口	亜耶

7. 付議事件（付託議案の審査）

- 認第2号 平成26年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 認第3号 平成26年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 認第4号 平成26年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 認第5号 平成26年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 認第6号 平成26年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 認第7号 平成26年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 認第8号 平成26年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 認第9号 平成26年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 認第10号 平成26年度葛城市水道事業会計決算の認定について

開 会 午前9時29分

**朝岡委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、昨日に引き続き決算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。一昨日また昨日と早朝からご議論をいただきまして、大変時間をかけてご審査をいただき、平成26年度の一般会計のご判断をいただいたわけですが、本日はよいよ最終日ということで、残り9議案、しっかりと限りある時間でございますが、ご審査を賜りまして、また適切なご判断をいただきますよう、また円滑に議事運営ができますよう格段のご配慮をいただきますことをよろしくお願い申し上げたいと思います。

委員外議員のご紹介をいたします。内野議員でございます。

それでは、一般の傍聴についてお諮りいたします。

本委員会においては一般の傍聴を許可するとし、また、審議が長時間にわたるため、会議中の入退室についても許可したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認め、一般の傍聴及び会議中の入退室を認めたいと思います。

注意事項を申し上げます。携帯電話をお持ちの方は電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いいたします。

発言をいただく場合は挙手をいただいて、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただいて発言されるようお願いいたします。また、委員各位におかれましては、質疑は簡単明瞭に行い、議事進行上できるだけスムーズな進行をお願いいたします。

理事者側におかれましても、答弁者は挙手をいただいて、私が指名させていただきますので、初めに質問者がかわるごとに所属、役職名、氏名を言っていただいて、簡単明瞭、的確なご答弁をお願いいたします。なお、ご答弁については、部長、または原則として担当課長でお願いいたします。

それでは、議案に入ってまいりたいと思います。

最初に、認第2号、平成26年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につきまして、提案者の内容説明を求めます。

芳野市民生活部長。

**芳野市民生活部長** 市民生活部の芳野でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、認第2号、平成26年度葛城市国民健康保険特別会計決算について説明させていただきます。

決算書の145ページでございます。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額41億8,473万5,000円、歳出総額41億3,368万6,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額は、同額の5,104万9,000円でございます。

次に、歳出を説明いたします。159ページをお願いいたします。

まず、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費979万6,015円の執行でございます。2目連合会負担金233万640円の執行でございます。2項1目賦課徴収費212万3,420円の執行

でございます。3項1目運営協議会費14万6,000円の執行でございます。

めくっていただきまして、2款1項1目一般被保険者療養給付費22億6,661万3,215円の執行でございます。2目退職被保険者等療養給付費1億3,532万6,327円の執行でございます。3目一般被保険者療養費4,406万7,876円の執行でございます。4目退職被保険者等療養費203万2,374円の執行でございます。5目審査支払手数料610万8,039円の執行でございます。2項1目一般被保険者高額療養費2億8,719万3,399円の執行でございます。2目退職被保険者等高額療養費2,227万3,425円の執行でございます。3項1目一般被保険者高額介護合算療養費34万7,802円の執行でございます。2目退職被保険者等高額介護合算療養費、執行はございません。4項1目一般被保険者移送費、執行はございません。めくっていただきまして、2目退職被保険者等移送費についても施行はございません。5項1目出産育児一時金2,175万円の執行でございます。2目支払手数料1万800円の執行でございます。6項1目葬祭費165万円の執行でございます。

3款1項1目後期高齢者支援金5億6,876万9,845円の執行でございます。2目後期高齢者関係事務費拠出金3万9,571円の執行でございます。

4款1項1目前期高齢者納付金41万310円の執行でございます。2目前期高齢者関係事務費拠出金3万9,571円の執行でございます。

5款1項1目老人保健事務費拠出金1万8,544円の執行でございます。

6款1項1目介護納付金2億3,037万7,819円の執行でございます。

めくっていただきまして、7款1項1目高額医療費共同事業拠出金9,394万3,782円の執行でございます。2目保険財政共同安定化事業拠出金3億6,812万8,736円の執行でございます。3目その他共同事業拠出金687円の執行でございます。

8款1項1目特定健康診査等事業費2,786万7,569円の執行でございます。2項保健事業費、1目医療費通知費183万4,197円の執行でございます。2目保健事業費454万556円の執行でございます。

9款1項1目財政調整基金積立金130円の執行でございます。

10款1項1目利子、執行はございません。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、めくっていただきまして1目一般被保険者保険税還付金158万1,832円の執行でございます。2目退職被保険者等保険税還付金23万8,800円の執行でございます。3目償還金3,391万7,359円の執行でございます。2項1目療養費等指定公費立替金20万7,835円の執行でございます。

12款1項1目予備費の執行はございません。

予算現額43億2,469万9,000円、支出済額41億3,368万5,759円、不用額1億9,101万3,241円でございます。

続きまして、歳入を説明いたします。152ページをお願いいたします。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税6億9,237万188円。2目退職被保険者等国民健康保険税5,124万8,961円。

2款1項1目督促手数料16万7,200円。

3款1項1目療養給付費等負担金7億1,490万8,655円。2目高額医療費共同事業負担金2,348万5,945円。めくっていただきまして、3目特定健康診査等負担金351万4,000円。2項1目財政調整交付金3億381万6,000円。

4款1項1目療養給付費等交付金2億3,114万4,998円。

5款1項1目前期高齢者交付金11億321万1,186円。

6款1項1目高額医療費共同事業負担金2,348万5,945円。2目特定健康診査等負担金351万4,000円。2項1目県財政調整交付金1億9,809万9,000円。

7款1項1目高額医療費共同事業交付金1億247万1,944円。2目保険財政共同安定化事業交付金3億7,675万8,498円。

めくっていただきまして、8款1項1目利子及び配当金130円。

9款1項1目一般会計繰入金3億81万1,281円。

10款1項1目繰越金3,776万6,206円。

11款1項1目一般被保険者延滞金773万2,705円。2目退職被保険者等延滞金はございません。2項1目預金利子もございません。3項1目特定健康診査等受託料622万651円。4項1目療養費等指定公費返還金20万7,835円。5項1目延滞処分費、ございません。めくっていただきまして、2目一般被保険者第三者納付金221万9,253円。3目退職被保険者等第三者納付金5,796円。4目一般被保険者返納金65万9,559円。5目退職被保険者等返納金1万6,590円。6目雑入89万7,911円。

以上、予算現額43億2,469万9,000円、調定額44億5,334万8,409円、収入済額41億8,473万4,437円、不納欠損額1,540万5,960円、収入未済額2億5,320万8,012円。

以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

**朝岡委員長** それでは、ただいま説明を願ひました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

**白石委員** 決算特別委員会も3日目となりまして、特別会計に入ったところであります。改めて国民健康保険特別会計について質疑をしてみたい、このように思います。

まず、保険税の収入の問題で、成果に関する報告書の60ページを見ていただきたいというふうに思います。この間、収納促進課等の努力によって、少しではありますけれども収納率がアップしてきたというふうに私はずっと認識していたんですが、平成26年度の現年度課税分、一般あるいは退職含めてでありますけれども、収納率が93.34%ということで、前年の93.55%から0.21ポイント後退したという結果になっているんですね。この間本当に預金等の差し押さえも含めて収納率を上げてきたというのがあるんですけども、その結果、収入未済額も5,000万円近くなってきた、収入未済額の滞納繰越分を含めた額も2億6,381万8,542円と、これまで減っていくという傾向でずっと来たわけですが、近年で初めて増加に転じたというふうに思うわけでありまして、この要因についてはどのように把握されているのか、この点についてお伺ひしておきたい、このように思います。

それから、国保というのはご承知のように、所得割そして均等割、平等割、資産割という

形で、所得割以外に固定資産税に対してかかってくる資産割があります。そして均等割、1人当たりの保険料であります。さらに平等割、1世帯当たりの保険税であります。所得がなくても固定資産があれば、この資産割がかかりますし、均等割や平等割もかかってくる。こういうことで非常に被保険者からすれば納めにくい、そういう税なんですね。ですから、市民税の収納が99%を超えるような収納の状況に対して、5ポイントも下がっているというのが実態なんですね。

そんな中で、この保険税が納められなくて、滞納されて短期の保険証の発行等がふえているわけですね。資料をいただきましたけれども、短期保険証の発行状況は、葛城市の場合は3カ月証だけです、1カ月、6カ月はありません、3カ月証だけですけれども、平成27年度が51件になっていると。平成26年度が45件でしたから、6件ふえているわけであります。当然に資格証明書の発行は行われておりません。実際に短期保険証の発行はふえているけれども、保険証が被保険者に届いていない、保険者で保管している、こういう数字は平成27年度が98件ということです。平成26年度は106件ですから、こちらは逆に減っているんですね。ここは居所不明等で大変な努力されたんだろうと思いますけれども、実際の数字は減っていない。やはり納付相談を受けることによって、いろいろ猶予等の措置によって分納するということでの保険証の交付ということで、12件、前年度からすれば保険証が被保険者の手元に渡っていると、そういう状況で、ここは保険課が努力されている点が見えるわけであります。

しかし、収納率の問題とあわせて、短期保険証の発行が6件ふえているということは、これはやはり連動しているのではないかというふうに思うわけでありますけれども、どのように把握されているか、分析されているか、お伺いしておきたいと思います。

あわせて関連して、こういう収納状況や短期保険証の発行の実態と滞納の実態はどうなっているかという、滞納世帯数でありますけれども、1,104世帯、こういうことになっております。現年度分が675世帯、滞納繰越分が859世帯ということになっているわけで、この点をどのように評価されているか、収納率や短期保険証の発行増とリンクして滞納世帯がふえているのではないかというふうに思うわけですが、その点のご説明を求めておきたいと思います。

**朝岡委員長** 西川収納促進課長。

**西川収納促進課長** 収納促進課の西川でございます。よろしく申し上げます。まず、白石委員の1点目のご質問についてお答えさせていただきたいと思っております。

収納率、現年度分が若干ではございますが、前年度より下がっておるという要因把握ということであったと思っておりますが、景気回復の兆し、国の施策によって見えているとは思いますが、国民健康保険税の加入者の方につきましては幅広い所得層の方が加入しておられますので、表現は悪いかもわかりませんが低所得の方から所得の高い方まで加入しておられるという形になっておりますので、考えますに、低所得の方につきましては、消費税の増税あるいは種々の要件をもって、国民健康保険税につきましては納付になかなか結びついていかなかったのかなというふうに考えております。

それと、滞納者の状況なんですけれども、まず滞納処分の状況を説明させていただきたいと思っております。平成26年度の滞納処分の状況なんですけれども、分納誓約が610件、差し押さえ予

告をさせていただいたのが186件、実際に差し押さえさせていただいたのが157件、それで換価させていただいたのが、一般、国保合わせて128件の1,252万7,538円です。

その内訳としまして、一般の方で87件、832万3,791円と、国保税に関して41件で420万3,757円という状況になっております。

それと、3番目のご質問でございますが、収納率と滞納状況との関係性ということでのご質問だったと思うんですけども、委員おっしゃっていただいていたように、世帯数では現年課税分675世帯、パーセントにしまして12.92%と、滞納繰越分では859世帯、率にしまして16.44%という状況になっております。

前年度比で、現年分で14世帯増となっております。滞納繰越分で120世帯減という形になっております。収納率の状況なんですけども、国民健康保険税の県平均が現年分で93.1%、滞納繰越分で15.6%、合計で76.3%となっております。12市の平均でございますけども、現年分で92.3%、滞納繰越分で15.2%、合計で74.6%というような状況になってございます。

それで本市の場合は、現年分と滞納繰越分の合計で73.48%となっており、県平均、12市平均を下回っておる状況ではございますが、現年でいいますと県平均、12市平均ともに上回っているという状況になっております。

以上のようなことにより滞納繰越分の方をもっと頑張っていきたいというふうには考えています。現年度自体での分納申請も結構ありますので、国保の場合に限ってでございますけども、80%でもなかなかしんどいということで、それには対応させていただいておりますので、ご相談いただきたいというふうには考えております。

以上でございます。

**白石委員** 保険証の発行状況に対する評価について答弁をお願いします。

**朝岡委員長** 中嶋保険課長。

**中嶋保険課長** 保険課の中嶋でございます。どうぞよろしく申し上げます。白石委員のご質問にお答えしたいと思います。

3カ月ごとに納付相談の案内を送っております。その時期時期で、更新できない人等あります。その中でそういう時期的に納められない人が3カ月ごとの状況で変わってきて、ふえたということで把握しておりますので、できるだけそのような対象者が少なくなるように、3カ月ごとに徹底して案内しまして、努めていきたいと思っております。

以上でございます。

**朝岡委員長** 白石委員。

**白石委員** それぞれ原課の課長からご答弁をいただきました。国保はまさに市民の命や健康を守るかなめの制度であります。しかし、その制度が、保険税の算定において非常に厳しい算定方法が採用されている。先ほど申したような均等割や平等割や資産割にあわせて、所得を把握する算定の上でも、旧ただし書き方式が適用され、控除額は基本的な控除しかされない。扶養の人数等において控除されない、そういう仕組みになっているわけでありまして。当然に収納率が低くなっていて当たり前だというふうに思います。

また、本年度、平成26年度がどうして下がったのかというふうなことで、基本的にはこう

いう条件になると。そういう条件の中で、なかなか地方には景気回復の兆しが見えてこないということとあわせて、追い打ちをかけるように消費税の増税が実施されたということが要因ではないのかというふうに思うわけでありまして。しかし、市税の収納実績は前年よりも0.13ポイント、98.87%という形で伸びているんですね。そういう状況からすれば、もちろん消費税の増税とか景気の影響を受けているということもありますけれども、1つは税制の問題が大きいというのがあります。それと、課長も触れられましたね、低所得者から所得の高い人がいますと、こういうことなんですけれども、実際に所得層の調べをいただきました。所得の低い人じゃなくて所得ゼロから1,000万円以上まであるわけですね。

所得ゼロ世帯の年金収入額と、こういうのがあるんですけれども、ゼロ世帯の年金収入額の中で、400万円未満が1世帯で被保険者2人。ところが合計額がゼロの人もいるんです。そういう世帯が886世帯、被保険者にして1,363人いるんですね。全く所得のない、収入のない人がいます。その所得ゼロ世帯の年金プラス給与収入合計額というのもいただいているわけでありましてけれども、年金プラスほかで働いて得た収入額、これの統計でも、ゼロの世帯が672世帯、被保険者数は948世帯ある、こういう状況になっています。

国保は、昔は農業者や地元の商工業者が多く入っていて、一定所得がある人がたくさん加入してきたんですけども、昨今では中小零細企業の人たちが国保にどんどん入ってきている。そこへもってきてリタイアした方々が入ってくるということで、高齢化並びに低所得という状況になってきているわけです。その中でも、この間非常に頑張っていて徴収率の引き上げを図ってきたわけでありましてけれども、そういうことが主な原因とあわせて、消費税の増税とか景気が一向に回復しないという中で、こういう環境が出てきたのではないかというふうに思われます。

それから、滞納者は実際にはふえているわけで、収納促進課の課長が十分に滞納についての相談を受けている、分納等することによって、できるだけ短期保険証の発行を少なくしていくという努力、保険課の課長も言っていましたけれども、最近では、平成21年と言いましたか、平成20年と言いましたか、県の指導もあって収納率の向上に本格的に取り組んできたということで、差し押さえの予告、さらに差し押さえ157件。差し押さえをして、換価もこの間やっているわけですね。国保では比率が高いですね、128件のうち41件が国保です。420万円、預金を押さえたり。まさかこの換価の中で、土地を押さええて競売にかけたなんていうのはないというふうに思いますけれども、あったら、ここだけちょっと聞いておきたいというふうに思います。預金程度かなというふうに思うわけでありましてけれども、それはこの平成21年ぐらいから特徴的に差し押さえがふえ、換価もふえてきているというんですね。しかし、これをやっても、ここまで徴税攻勢をかけてもなかなか収納率が上がらないというところへ着眼して、どういう施策が必要なのかということを考えないといけないというふうに思うんですね。これはまた後で議論したいと思っておりますけれども、とりあえず滞納の処分の問題で換価の内容、その点についてお伺いしておきたいと思っております。

朝岡委員長 西川課長。

西川収納促進課長 収納促進課の西川でございます。よろしく申し上げます。

平成26年度の国民健康保険税の換価内訳ということでございますので、お答えさせていただきたいと思います。不動産参加差し押さえによりまして1件、66万4,800円、預貯金の差し押さえによりまして29件、176万8,023円、あと給与の差し押さえの方で5件、6万4,510円、生命保険差し押さえの方で6件、170万6,424円、合計で先ほど申し上げましたように41件の420万3,757円という形になっております。

以上でございます。

**白石委員** 不動産は1件やね。

**西川収納促進課長** はい。

**朝岡委員長** 白石委員。

**白石委員** これは初めてかな。これまでも不動産の換価、これは単なる更地とか田んぼや畑やということなのかなというふうには思いますけれども。この間、一般会計の方での議論はしなかったんですけども、そこでどうだったかというのは把握していないですから、国保だけの問題ですけども、その不動産の換価の中身について説明願います。それだけ悪質な方々だとは思いますが、給料とか預貯金ぐらいはこれまでもありました、実際に僕も相談受けていましたけど、そういう厳しい状況になっているということですね。

**朝岡委員長** 西川課長。

**西川収納促進課長** 説明不足で申しわけございません。不動産参加差し押さえ1件の66万4,800円につきましては、競売になった物件でございまして、具体的に申し上げますと西山の物件という形になってございますので、よろしくをお願いします。

**朝岡委員長** これで白石委員、よろしいですね。

ほかに質疑はございませんか。

阿古委員。

**阿古委員** まず、成果報告書の58ページで出てきている、退職被保険者の数が年々減っているんですね。これは他府県から入ってくる入りの部分やから、出も関係ないといえれば関係ないんですけども、この傾向というのは制度変更か何かあったのかな。それとも、これはこういう形で減っていくものやという何らかの理由があるのかな。一般保険者の数というのは大体9,900人ぐらいで安定した数やけども、その減り方、退職者の方が減っているから、その理由は何なのかというのをまず聞かせていただきたいというのが1つ。

それと、2つ目は、これは直接国保というわけではないんですけども、乳幼児、児童を含めて医療費免除、自己負担分を免除してきている。その国が面倒を見てくれている部分と葛城市独自でしている部分と、それぞれの部分を聞かせていただきたい。というのが、窓口で例えば子どもたちの自己負担分を払うということが非常に大変というわけではないんやろうけども、できたら窓口で全部、たしか一般質問でされた方もおられたんやけど、全く同じ感覚で、そういうふうなことがなくていけるようなシステムができないのか。あのときの答弁やと、それによってペナルティ的なのがかかるといような話やったけども、それはシステムの的にできないのか、それとも今言っている何らかの、そうすることによって国保会計に影響を受ける、そういうふうなものがあるのかなのか。というのは、これは多分、他市

町村では、窓口で無料にされているところが僕はあったように思うんですよ。そやから、そういうところに葛城市が踏み込めないというのは何の理由なのか。

それと3つ目が、前期高齢者、後期高齢者という名前で一時議論になった時期があって、共同化事業に部分的に変わっている。その中で国保の流れとしては、たしか全部共同化の方に流れる傾向が政府として考えられているように思うんやけども、多分スケジュール的なものがもう出ているのかなと僕は思っているんやけども、それがそういう方向に流れるのが、原課のところではそういう流れは多分把握されていると思うので、もしわかっていれば、その辺聞かせていただきたい。この3点だけ。

**朝岡委員長** 中嶋保険課長。

**中嶋保険課長** 保険課長の中嶋です。阿古委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目、退職被保険者の減少ということでございます。退職被保険者といいますのは、会社を退職されて年金を受けられる65歳未満の人と、その65歳未満の被扶養者の方が退職者医療制度で医療を受けることとなります。その財源は退職者の療養給付費等交付金で交付されることになっております。この制度が平成26年度で終わっておりますので、経過措置として平成26年度までにその制度に入られた方が65歳になられると終わることとなります。それで、平成23年度からピークでだんだんと退職者の数も減ってきているという状況でございます。1点目はそういうことでございます。

2点目の子育て支援に関する国とか県の事業のことでございますが、保険課では福祉医療の助成事業というのを行っております。それは市単独の事業で、所得制限が一部あるんですけども、県の方から福祉医療の内容によって2分の1の補助を受けているものでございます。国の補助金を受けて子育て支援策をしているというのは保険課ではございません。窓口での負担をなくすというようなことにつきましては、一般質問で内野議員からもいただいたことでございます。ペナルティーと申しますのは、今現在は窓口で負担をいただいて、後ほど3カ月後に医療費が確定してから口座へ返すということになっております。それを、窓口をゼロにすることによって医療費の増加につながるということで、国の方のペナルティーとして、国保の療養給付費等負担金という国の負担金をいただいている分がでございます。そこでペナルティーを受けるということになっております。この前、新聞で出ておりました、全国で280億円のペナルティーが課されているということが出ておりました。その件につきましては、現在、奈良県では現物給付化というのは行っていない状況でございます。全国的には県で行っておられるところもございまして、それにつきましては、県と医師会または連合会との調整等行う必要があるというのが、行う段階での問題になりますが、そのことで全国的にいろいろ要望等していることがございまして、国の方でもそのペナルティーについて今後見直しを検討していくということが、現在情報として入手しているところでございます。

3点目の共同事業のことでございます。共同事業と申しますのは、20万円以上の高額な医療費がかかった場合に、市町村でかなりの負担になるということで、県下全体で、一旦支出とするんですけども、後ほど平均的な支出になるように共同化をして、それぞれの市町村に負担が余り変わらないようにしようとする制度でございます。その制度が平成27年度からゼ

10万円以上全ての事業について共同化というのが実施されております。それともう一つは県単位化ということでございますが、それは平成30年度から県単位化ということは国の法律で定められております。その前段階として、まず共同事業の方から平成27年度から取り組むということが決められております。共同事業については以上でございます。

県単位化については平成30年度に向けて、国の方から役割分担等、案が示されておりますので、それに向けて今検討して、進んでいるところでございます。

以上でございます。

**朝岡委員長** 阿古委員。

**阿古委員** 退職の方は平成26年度で終わった分ですね。そうすると、これからは数は極端に減るという理解の仕方によろしいんですね。

それと、今言っている、乳幼児の窓口負担、ペナルティーを払っていてもやるというだけのメリットを感じている自治体がある。そやから、例えばペナルティーがかかるとしたら、葛城市でどれぐらいかかるんやということを、まず数字として、もし把握していただけるんやったら把握していただけたら。そこへ踏み込むときにはどういう形になるのかなという。これは多分、共同化というか、そっちの方の県一の方になったときに多分同じ議論、県一斉にやれる、足並みそろろうというのは絶対ないやろうから、同じ議論になるのかなと。

それともう一つ感じているのは、マイナンバー制がこの10月から始まるわけで、それを将来的には何らかの形で利用していくべきやと思いますので、そういうふうなものも含めて。おっしゃっている意味わかるんですよ、レセプトでちゃんと医療費確定してからでないと、そういうふうなことができないというのはわかるんやけど、それが乳幼児の人が窓口負担がなくなるから、それが医療費がアップになるというのはちょっと違うのと違うかなという気もするわけで。技術的にできるんやったら、それで今言ってくれたペナルティーの部分がもしなくなるのであれば、そういうふうな方にいち早く動いていただきたいなという気持ちがあります。

それと、僕はまだ理解できていないのが、平成30年度からはそういうふうな方向に流れるやろうということなんやけども、平成27年度から一部始まっている部分というところをもうちょっとだけ詳しく聞かせてほしいと思います。

**朝岡委員長** 中嶋課長。

**中嶋保険課長** 保険課の中嶋です。阿古委員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほど共同事業の内容については説明いたしました。この制度は今、奈良県で広域化の取り組みの中で、今まで30万円以上の医療費について共同化しておりましたが、それを平成24年度から20万円に拡大して実施しております。それが平成27年度からゼロ円以上の全ての医療費に対して共同化されるということでございます。先ほど言いましたが、一旦そういう高額な医療費は普通、実績でいきますとそのとおりになるんですけども、実績割と被保険者割というのがございまして、それで計算することによって、必要なお金を出して、それを各市町村で平均的に負担していくというような事業の内容になってございまして、平成27年度から実際ゼロ円以上の分につきまして、その制度が変わっているということでございます。

朝岡委員長 阿古委員。

阿古委員 数字はわかるんやけど、意味がわかりにくくて、高額医療部分の30万円以上、これは国民健康保険の被保険者は全部対象になった話なのかな。それが今度ゼロ円になるといったら、全部の医療いくのと違うかなと思ったんやけども。そやから、何らかの対象者があるのかなと思って。そうでなかったら、高額医療やとっていてゼロ円以上やったら全部の医療費ですやんか、今の話やったら。私の聞き方が悪いのかなと思って、それでちょっと理解できなかったから、再質問というか、もう一回聞かせてもらって。どういうイメージなのか、ちょっとわからないんですよ。きっと中嶋課長の中では理解されているやろうけど、僕の方が理解がついていかへんでね。20万円以上の高額医療については、国保を離れて、一旦県の方に投げるわけですか。それが平成27年度、それが20万円が今度ゼロ円以上に。ちょっとその辺が頭の中で消化できていないから。

朝岡委員長 高額療養費の枠があるな。それを説明せなあかんのと違う。

中嶋課長。

中嶋保険課長 阿古委員の質問にお答えします。高額医療費ということではなくて、ゼロ円以上の全ての医療費に対して共同化されるということになっているものでございます。国保の全対象、被保険者全体の医療費に対して共同化ということになっているものでございます。

朝岡委員長 よろしいですか。

阿古委員 それやと平成27年度、ということは、国保会計はなくなるんですか。今言っている事務处理的なものだけ残って、それで全部共同化の事業、ゼロ円にするといったらそうなるのと違うかな。そやけど、今言っている県一になるのは平成30年やけどもという理解の仕方ですか。平成27年からは共同化事業で全ていくということですね。そうすると、国保会計の方は将来は、平成26年度、平成27年度からといったら今の予算がそうやったかな。

朝岡委員長 答弁を認めますので、引き継ぎ説明願いたい。

中嶋保険課長 説明不足で申しわけありません。この制度といいますのは、全ての医療費。医療費というのは、通常どおり、今までどおり医療を受けられたときに保険者の負担分等は支出していくわけなんですけども、それを、全体を県の方でその年に必要な部分を計算しまして、それに対してゼロ円以上の医療費の分に対して、葛城市ではどれぐらい拠出してくださいという金額が示されることとなります。その示された金額に対して、毎月のゼロ円以上の医療費の実績によって、歳入の方で交付されるということとなります。一旦、二重みたいな形になっているんですけども、国保の医療費自体は療養給付費等のような費目で支出するんですけども、それに対して共同事業ということで、お金をプールしまして、できるだけ市町村ごとの負担を平均的にしようとする制度ですので、再保険制度といいますか、そういうふうな内容になっておりまして、ゼロ円以上の分について県の方で計算しまして、それを市町村でこれだけ葛城市は出してくださいと、それに対して葛城市が4月でこれだけ要ったら、その分を交付しますということになりますので、実際、実績でしたらプラス・マイナスゼロということになるんですけども、被保険者割という計算が入りますので、拠出金に対して給付と交付金が違う場合もございます。拠出オーバーになる場合もありますし、交付オーバーになる

場合もあります。それによって平均的な負担にしていこうという制度でございます。

以上でございます。

**朝岡委員長** 阿古委員。これで最後にしてください。

**阿古委員** これはまた、原課で教えてもらいたいと思います。私が頭の中で消化できていないのが、今言ったように高額医療費の部分だけというんじゃないんですね。全部がそういう理由になってきて。答弁は結構ですから後で。結構、保険の制度というのは、そのときでぱっと変わったりするから、そやから継続的にずっと見ているといいんやけど、ぱっと見ると、昔とちょっと違うようなというのが見えてくるから、それは後で教えてもらいたいと思います。お願いしておきます。これぐらいでおいておきます。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

**白石委員** 次は、減免制度の問題と特定健診の件についてお伺いしてまいりたいというふうに思います。成果報告書の59ページの上段でありますけども、法定減免の中身について、平成25年度、平成26年度と比較して、その伸び率等が示されております。これは加入者に対しては、その所得に応じて2割、5割、7割という減免がなされているわけで、法定減免と言われるものであります。一方、葛城市の国民健康保険税条例の第23条で、国民健康保険税の減免という形で減免規定が設けられているわけでありまして。この減免の実施の状況について資料もいただいておりますので、わざわざお伺いはいたしませんけれども、この減免の状況を踏まえて、どのように今後取り組んでいくかということをお伺いしたいと思います。

この法定減免の、59ページを見ていただいたらいいと思うんですけども、全体として平成26年度は世帯数及び被保険者数ともに12.7%あるいは13.3%ということでき大きく伸びているんですね。そして、とりわけ5割の法定減免については、世帯数については118.9%と倍以上にふえているわけですね。これはどのような要因になっているのかということですね。それをまずお伺いしておきたいというふうに思います。

それと、申請減免、葛城市の条例に基づく減免が実施されているわけでありまして、減免の範囲、第2条では、「震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害（以下、災害と言う）により、納税者あるいは生計を一にする被保険者がその財産について甚大な被害をこうむった場合」。あるいは「生活保護法の規定を受ける者」とか、3番目には「当該年度において所得が皆無となったため、生活が著しく困難になった者またはこれに準ずると認められる者」とあります。また、4番目も「75歳に到達する者または65歳以上で障害認定を受けた者が、被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、当該被保険者の被扶養者から国民健康保険被保険者となった者を有する世帯」、「その他特別の事由がある場合」、この5つのケースが定められています。平成26年度においては、災害において減免を受けた人はいませんし、生保についても報告されておられません。3番目の所得が皆無になった者あるいはそれに準ずる者についても減免を受けておりません。4番目の後期高齢者医療制度に移行して、残された家族が受けられる、これについては平成26年度決算額が22件、50万2,300円の減免がされております。5番、その他の特別の事由がある者、これは納税義務

者が刑務所等、その他これに準ずる施設に収容されている者なんですね、これが平成26年度においては2件あって3万1,200円、実施されているということでもあります。

私は、2割、5割、7割減免を受けて、これは大体均等割と平等割の部分が2割、5割、7割の減免を受けるわけでありませうけれども、実際に所得が皆無にとか、あるいはこれに準ずると認められる人が、私はこの中に含まれているのではないのかというふうに思うわけでありませうけれども、実際には全くこの申請減免が受け付けられ実施されていないというのが非常に、法定減免の実態からしたら、これだけたくさんふえているにもかかわらず、申請減免において救済されていないというのが、ちょっと疑問に感じているわけでありませう。この所得が皆無になった、あるいはそれに準ずると認められる人というのは、この間いなかったのでしょうか、そういう相談はなかったのでしょうか、お伺いしておきたい、このように思います。

それから、きょうせっかく出席していただいておりますので、特定健診あるいは特定保健指導についてお伺いしておきたい。これは非常に大事なことなんですね。脳ドックの検診等々、がん検診とあわせて、それこそ今後、国は医療費を減らすというふうなこともありませうけれども、それは当然そういうことのために、私は本当に特定健診を徹底し、毎年受けもらえるような、そういう制度として構築していくということは大事なことだというふうに思っています。なかなか処方箋がない中で、単なる特定健診だけではだめだと、市長も言っていますけれども、地域で元気で暮らせるためには、文化やスポーツやいろんなことに取り組んで、日常の中で健康な生活を送っていくこととあわせて、これが大事だと思います。平成26年度はどのような取り組みをして、どのような成果を上げられ、平成27年度につないでいただいているか、お伺いしておきたい、このように思います。

**朝岡委員長** 中嶋保険課長。

**中嶋保険課長** 白石委員のご質問にお答えします。

平成25年度から平成26年度にかけて5割軽減がふえているというのは、平成26年度の制度として国の法律に基づいて条例改正を行ったものでございませう。その内容につきましては、所得の低い人への軽減措置の拡大ということで、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行うということになったものでございませう。5割軽減の拡大につきましては、それまでは2人世帯以上の軽減対象でしたが、単身でも対象になるということになりました。それとあわせて軽減対象となる所得基準額が引き上げられたものでございませう。それと、2割軽減の拡大につきましても、軽減対象となる所得基準額が引き上げられたものでございませう。それによって、大きな伸びになっている状況でございませう。

もう一つ、申請減免のことでございませうが、所得皆無の場合の申請減免の事例がなかったかということなんですね、所得が皆無ということではないんですけども、一時的に職がなくなって、その間所得がないというようなことでの相談も受けたことがございませう。そのときには前年の所得がもとになって国保税は計算されますということと、国保の制度等説明いたしまして、ご了解いただいたことが事例としてございませう。

以上でございませう。

朝岡委員長 水原健康増進課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原でございます。よろしくお願いいたします。白石委員のご質問にお答えいたします。

平成26年度の受診率が28.7%になっております。平成25年度と比べまして2.8ポイントの受診率向上の予定をしております。それは見込みですので、11月の時点で移動等を含めての予想で28.7%という数値になっております。

平成26年度におきましての取り組みを申し上げます。平成26年度、平成27年度の2年間にわたってなんですが、大字への集団健診を実施させていただいております。平成26年度の大字健診におきましては15カ大字、計10回、10日間の日程で行いまして、後期高齢者、プレ19歳から39歳を含めまして191名の受診がありました。その中で国民健康保険の対象者が133名で、集団健診の約5分の1の人数かと思われまます。ちなみに集団健診につきましては669名の特定健診の受診者がおりました。その中の133名が大字健診として受けておられます。約5分の1になります。

それで、平成26年度の取り組みにおきましては、毎年、各大字の運動教室とか行われておりますところに保健師が行って、運動指導また集団健診の受診勧奨、特定健診の受診勧奨を行っております。また、いきいきヘルスにおきましても、保健師が行って健康に対する支援を行い、集団健診、がん検診等の周知勧奨を行っております。そして平成27年度におきましても、現在2年間の取り組みといたしまして、あと残りの大字健診を行う予定をしております。今現在3カ大字で行いまして、約50名の特定健診の受診者がおります。日程につきましては8月から3月まで7回、大字数におきましては12カ大字を予定しております。平成27年度の取り組みにおきましては、先ほどお話しさせていただきましたように、大字への運動教室、いきいきヘルス、大字の公民館でやっておりますサロンに保健師が出向いての勧奨、また、地域包括支援が行っております介護予防教室へも保健師が出向いて、健康相談または運動、各種検診の受診勧奨を行っております。また、去年、体育振興課が行ってございました伊達ウォーキングにおきましては、今年度、健康増進課が健康ウォークとして、ゆうあいステーションのステージの広場を借りまして、健康ウォーキングを行い、保健師が出向いて健康に対する支援を行っております。1回当たり約60名の参加者が健康ウォークに参加されております。

あと、平成25年度から実施を行ってございました活動量計を使ってのおたがいさまサポートハウス、当初平成25年、平成26年におきましては寺口ふれあい集会所、ゆうあいステーションの窓口におきまして、おたがいさまサポートハウスを設けまして、活動量計の吸い上げ、保健師の健康指導を行ってまいりました。平成27年度におきましては、忍海集会所におたがいさまサポートハウスを開設させていただきました。また、當麻保健センター、新庄健康福祉センターにおきましても活動量計の吸い上げと血圧をはかっていただいて、何かあれば保健師が対応して健康相談に乗っております。

以上でございます。

朝岡委員長 白石委員。

**白石委員** 申請減免並びに法定減免については中嶋課長の方からお答えをいただきました。法定減免については課長の申されるとおり、ほん最近、条例改正ありましたね。理解をいたしました。

しかし、国がこれほどして法定減免の充実をしなきゃならないということ自身が、国保の加入者の実態を、本当に厳しいということであるということであらわしているというふうに思うんですね。残念ながら、申請減免においては相談件数は余りない。定年退職した人とかそういう人が、一遍に収入が減っちゃうわけですから、前年度の収入に課税されるわけですから、びっくりして来られたりとか、いろいろあるんでしょうけれども、それは制度としてやむを得ないことでありますけれども、やはり現在の実態というのは、本当に所得が皆無、あるいはそれに準ずる人が身の回りにいるわけでありましてけれども、なかなか法定減免のところでの対応でとどまっているというふうに思うんですね。所得が少なくても、所得がなくても、収入がなくても、やはり国保税はかかるわけです。法定減免でも実際に7割減免までなんですね。残りの3割でも、これはやはり大きな負担になるわけですよ。ですから、私は安心して自分の命や健康を守るために医者さんにかかれるようにするためには、この申請減免の適用をはっきりしていかなければならないと思うんです。

そのためには、1つは所得皆無というのはわかりやすいけれども、先ほど紹介した、これに準ずると認められる者をどのように把握するのかと、対象にするのかということなんですね。ところが、この肝心の準ずると認められる者に対する取扱いの規定がないんですね。これはつくって、私はこの法定減免とあわせて申請減免を適用し、負担を減らし、滞納を減らしていく、そして収納率を更に上げていくということが求められるというふうに思いますが、実際にこの間議論をしてみましたが、この準ずると認められる者に対する取扱規定の中に明記されているかどうか、お伺いしたい。この間、変化があったかどうかですね。

それから、特定健診については、大字の集団健診を実施する、あるいはゆうあいステーションへ出向いているんな運動教室やいきいきヘルス等に参加して、受診率を上げていくということで頑張ってきているというふうに思いますし、そういう成果が数字としてあらわれてきているというのも事実だと思うんです。ところが、受診状況の実態を見ると、大体リタイアしてから、これは後期高齢者を除外しているから、74歳までについてはいろんな手だてによって受診率が上がってきているというのはわかるわけですが、現役の方、40歳から64歳。64歳ぐらいになったらちょっと上がってきているんですが、そこに達するまでの59歳、リタイア前の人たちに対してどういうアプローチをするのかということが大事であると。被用者保険に加入している方については、それは被用者保険のところできちんとやっていると思うので被用者保険はとにかく置いておいて、自営業者あるいは農業者等々、あるいは工場働いている人、現役のそういう人たちにどうアプローチをするのか。1つはさっき言われたように、日曜日に大字で集団健診をするということは1つ効果があると思うんですけども、そのところをどう考えているか、改めてお伺いしておきたいというふうに思います。

**朝岡委員長** 中嶋保険課長。

**中嶋保険課長** 保険課の中嶋です。白石委員のご質問にお答えします。

当該年において所得が皆無となったため生活が困難となった者の、これに準ずると認められる者の基準についてでございます。こちらの方では、その内容としまして、長期疾病、けが、倒産、解雇等、自己の意思によらず勤務先を退職したことにより、または営業できなくなったことにより所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者という中で、納税義務者等が倒産、破産、廃業等により無職であり、世帯全員の所得が皆無であると。もう一つは、納税義務者が3カ月以上の疾病または負傷により、または入院、自宅療養が必要であり、世帯全員の所得が皆無であるときという場合を基準で定めております。

以上でございます。

**朝岡委員長** 水原課長。

**水原健康増進課長** 白石委員のご質問でございます。59歳、現役世代のアプローチ、受診率向上という形でございます。前年度取り組んでまいりました大字健診におきましての133名のうち65名の新規受診者がありました。それにおきましては、大字健診以前の周知の方法といたしまして、回覧板、チラシ等という形で、各大字によって方法はばらばらなんですけれども、被保険者にかかわらず各戸、プレ検診も該当します、受けられますので、チラシ等の周知をさせていただいて、新規がこれだけ65人もあったというふうに思われます。その中で継続者が44名おりまして、継続につきましても、これから継続してくださいという形で集団健診におきましては保健師も出向いて、いろんな集団大字健診の中で継続者、また新規に受けられた方につきましては、保健師が必ず行っております、その中でこれからも継続をしてくださいという形で勧奨させていただいております。それと自営業者におきましては、商工会の健診があります。その中で特定健診もあります。また、データ提供もやってくださいという形で集団健診また特定健診のお知らせ等、事業者の方に商工会と連携させていただいて周知をさせていただいております。

それと今後、これからもっとPRしていくということになりますと、教育委員会と連携させていただいて、幼稚園、保育所とかの保護者におきまして、被保険者に対してはちょっと難しいですけど、全体的にこういうふうながん検診も進めながら、特定健診、国保の方についてはこういうふうな健診があります、また一般の方はがん検診もありますという形でPRを進めていくと同時に、健康福祉センターで行っています1歳半、3歳半、保護者につきましては少し若いかもしれませんが、若いときからの健診という形でPRもしていこうと思っております。

以上でございます。

**朝岡委員長** 白石委員。

**白石委員** 中嶋課長から減免の取扱規定についてお伺いいたしましたけども、課長が説明されたのは、これは所得が皆無となった者の場合のものであります。この取扱基準、この規定には全く、準ずる者というのがないんです。その項自身がない。だから、条例ではちゃんと、皆無となった者に準ずる者の対象に入ってあるんですけれども、この規定には入っていないんです。入っていますか。入っていないでしょう。これ全部、減免を必要と認められる者というのは、「前2条第3号に該当する者」というふうに、「減免する必要があると認められる者」と書

いてあるんですけども、先ほど言った内容なんですけども、これ全部、所得が皆無であるときのばかりなんです。準ずる者が書いていないんですよ。皆無となったために生活が著しく困難になった者とするケースとして、ア、イ、ウとあって、それは説明していただいた。しかし、私が言っているのは、減免する必要がある者の中で、所得が皆無になったためにということなんです、ここは。準ずる者ではないんです。そこの規定がないというのは、これはこの間議論してきたとおりでありますので、これはぜひ、国保の被保険者の生活の実態、国税の大変厳しい課税の実態ですね、そういうことを考えて。国だって法定減免を充実して負担を軽減しようというふうにやってくれているわけですよ。そうでしょう、国もやってくれている。だから市だって、それを補うための規定があるわけですから、それは生かしていくということを考えていただきたい、このように思います。

それから特定健診、いろいろ知恵を出して、絞って、保健師さんを中心に頑張っていたということがよくわかる、伝わってくるんですけども、数字というのは歴然なんですね。平成25年度の健診結果、法定報告に基づく結果があるんですけども、41歳から44歳の場合は、男子は16.8%、女子が21.2%。一番低いところは50歳から54歳、男子が15%、女子が19.7%なんですね。やはりこの60歳以上の方々、リタイアしたとか、それに近い人たちを握って放さないで、受診率を上げて確定していくということとあわせて、この部分を上げていかないと、なかなか全体として受診率は上がっていかないというふうに思います。もちろん若いですから、そんなに86センチも超えるような人はいないのかもわからんね。私は80センチぐらいですかね、2センチちょっとぐらいましなんですけども、そういうこともあるかもわかりませんが、課長が説明したように幼稚園や小学校や、そういう保護者の方にも働きかけていってという話ですから、ぜひそこへひとつターゲットを絞って、手だてを打っていただきたいというふうに思います。大体おわかりいただいているというふうに思います。

**朝岡委員長** 予定しておりました時間も参りましたので、国民健康保険特別会計に対する質疑は終結させていただきます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

白石委員。

**白石委員** 認第2号の平成26年度国民健康保険特別会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

葛城市国民健康保険事業は、サービスは高く負担は低くの約束にもかかわらず、合併2年目の平成18年度に平均17.6%、2億5,500万円の大幅な保険税の引き上げが実施されました。この国税の引き上げは、長引く不況の中で大変苦しんでいる、とりわけ所得の低い加入者の生活を脅かしています。なかなか安心して病院にかかれない、そういう実態がこの短期保険証等にあらわれているのではないのでしょうか。平成27年9月の所得階層調べでは、国保に加入している5,767世帯の所得の状況をあらわしています。それを見れば、所得200万円以下の世帯が4,575世帯で、加入世帯の79.3%を占めているんですね。さらに、所得100万円以下の世帯はどうなっているかといいますと、3,211世帯で加入者の55.6%なんです。そして所

得ゼロの世帯が1,765世帯で、実に加入者の3割を占めている。こういうことなんですね。国保は所得の少ない人、収入がなくても均等割、平等割、資産割が課税されます。その上に所得割は基礎控除だけというただし書き方式が採用されています。他の税金に比べて過重な負担となる、そういう仕組みになっているんですね。

そして、国保税の収納率は現年度分で93.34%、個人市民税98.87ポイントを5ポイント以上も下回っている、こういうことで収入未済額は4,995万円となって、これまで減少傾向でずっと来たものが、また上がり始めるという状況です。滞納世帯は1,104世帯、加入世帯の実に19.1%に上っているわけです。

国保税が払えなくて、3カ月の短期保険証が発行されている世帯は51世帯、納付相談は相談中が66世帯、そのうち居所不明が32世帯など、市役所で保管されている保険証は実に98世帯になっているわけであります。重い税負担に耐えられずに滞納を余儀なくされている所得の低い人、ない人、こういう加入者に対する安易な短期保険証の発行はやめて、正規の保険証を発行すべきであります。また、保管している保険証を加入者に届ける手だてをとっていただきたい、このように思います。

この間、所得の低い人に対する均等割や平等割の7割、5割、2割の法定減免の適用の拡大を更に平成18年度から平成21年度の4年間の国保税の消滅時効や滞納処分の執行停止による思いきった不納欠損処分をやりました。合わせて1億4,604万円やりました。しかし、平成26年度も収入未済額は4,990万円余り、約5,000万円になっているんですね。ですから、毎年毎年、法の規定に基づいて不納欠損処分をやっています。平成26年度も1,540万円やりましたけれども、なかなか滞納繰越額は減らないんです。平成26年度の場合は逆にふえたということになっていて、この不納欠損処分のやり方だけでは、根本的な滞納を減らすという解決にならないということなんですね。

やはり、私は厳しい地域経済、まともな仕事につけない雇用環境が広がっている中で、払いたくても払えない低所得の世帯に対する減免制度を整備する。国がやっているように、市も払える国保税に改善していく、このことが滞納を減らしていく処方箋になるというふうに思います。葛城市の国民健康保険条例第23条は、国民健康保険の免除の規定があります。「市長は各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対して、国民健康保険税を減額し、又は免除することができる」としています。先ほど議論しました、この条項の具体的な適用基準を定めた保険税の取扱基準を見直して、拡充する必要がある。この取扱基準には、条例第23条第2号の「当該年度中の所得が皆無となった者」、次が大事なんですけども、「これに準ずると認められる者」、このことに対して取扱基準がちゃんとあるんですね。ところが、この減免の範囲の中では、残念ながら、この所得が皆無となった者の規定はあるけれども、これに準ずると認められる者に対しては全く記載されていないわけであります。私はやはり、せっかくこの減免規定があるものを、ちゃんと規定で書かれているものを適用し運用を図っていく、これは当然やられるべきだというふうに思います。これはいろんな町でやっているんですね。準ずる人に対して、所得が生活保護基準の1.5倍だとか、1.2倍とかやっているんですね。あるいは公的な扶助を受けている人、こういう人を対象に適用

しているんです。ぜひ改善を求めたいというふうに思います。

葛城市の平成25年度の被保険者1人当たりの医療費は31万7,376円です。若干上がりましただけども、それでも県下で29番目、依然と低い水準を維持しています。平成21年度は25万8,468円で県下で一番低かった。これはいつまでたっても覚えています。市民、被保険者の健康への留意や健康推進員さんの取り組みや保健師さんの取り組み、開業医の先生方のホームドクターとしての尽力によって、保険財政や市民の健康が支えられているわけです。

ところが、市町村国保は市民、保険者の努力にもかかわらず、厳しい財政運営が常態化している。何度も国保税の引き上げを余儀なくされてきました。それほどに原因があるのか。昭和59年、国保事業に対する国の負担を総医療費の45%、これを38.5%に大幅に削減したこと、これが最大の原因だと思います。私もこのとき議員をしていましたけども、旧新庄町の国保財政は黒字を維持していた。ところが、この制度改正によって、翌年には一転して赤字に転落する。そして保険税の見直しをした、そういう記憶が鮮明にあります。国保制度は憲法や国民健康保険法に基づき、国の責任で国民に医療を保障する社会保障制度です。国保財政の健全化を加入者の負担、議論されましたけども、県一への広域化に求めるのではなくて、国にこそ、削減されてきた国庫負担率をもとに戻して責任を果たしていただく、このことを求めて、誰もが安心して医療にかかる社会保障制度として、私は再構築すべきだというふうに思います。一般会計からの多額の繰入れや資格証明書の発行を減らすための努力、発行の回避ですね、短期保険証の発行基準を改善して発行を抑えるなど、評価できる取り組みもあります。しかし、以上の理由により反対せざるを得ないということでもあります。

以上、討論を終わります。

**朝岡委員長** ほかに討論はございませんか。

川村委員。

**川村委員** 認第2号、平成26年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

国民健康保険は制度創設以来、国民皆保険を根幹から支え、長きにわたり地域医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献してきました。その一方で、昨今の国民健康保険を取り巻く環境は、少子高齢化の進展による医療費の増加や社会経済情勢の変化に伴う被保険者の保険税負担能力の低下など構造的な問題を抱え、国においてさまざまな制度改革が行われてきましたが、厳しい財政運営が続いています。平成26年度決算は、歳入において毎年度保険税収入が減少する中で、歳出では高い伸び率で推移してきた保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付基金等医療費関係の経費が低い伸び率、または減少している状況であり、収支は前年度の1億6,000万円に対して今年度は1億円の一般会計繰出金の財政補てんを受け、黒字決算となっています。このような決算の中、被保険者の健康の保持増進を図るため、特定健診受診の節目年齢対象者への無料クーポン券の交付や、臨時大字出前健診、重症化予防の取り組み、きめ細やかな受診勧奨など継続的な保健事業の推進により、特定健康診査、特定保健指導の受診率が年々向上し、被保険者の健康への意識啓発も図られ、その結果として、1人当たりの医療費において、県内で毎年度低い数値を保つところにつながっているものと考え

ます。

また、保険税の現年課税分の収納率は93.34%と、前年度とほぼ同じ数値を保っており、国、県の特別財政調整交付金においても、国民健康保険の適正な運営に努められることにより、本年度も多くの金額の交付を受け、歳入の確保に努められており、国民健康保険事業を円滑に運営するために努力された決算であると評価するものです。国民健康保険は被保険者である住民の皆さんにとって大切なかけがえのない制度であります。必要とする医療を安心して受けることができるように、安定的で持続可能な制度運営のため、今後とも引き続き医療費適正化等により歳出の抑制を図るとともに、保険税収納率の向上による歳入の確保に努めるなど、今後においてもより一層の経営努力を重ねられることを要望いたしまして、賛成討論いたします。

**朝岡委員長** ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第2号、平成26年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてを採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**朝岡委員長** 起立多数でございます。よって、認第2号は原案のとおり認定することと決定いたしました。

ここで、暫時休憩させていただきます。

休 憩 午前11時17分

再 開 午前11時30分

**朝岡委員長** それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、認第9号、平成26年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

芳野市民生活部長。

**芳野市民生活部長** 市民生活部の芳野でございます。

それでは、認第9号、平成26年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算について説明申し上げます。

まず、261ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額3億1,845万9,000円、歳出総額3億1,817万6,000円、歳入歳出差引額、実質収支額いずれも28万3,000円でございます。

続きまして、歳出の方でございます。269ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費132万553円。2項1目徴収費79万2,799円。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金3億1,597万2,708円。

3款1項1目保険料還付金9万円。めくっていただきまして、2目還付加算金、執行ござ

いません。

4款1項1目予備費、執行ございません。

予算現額3億2,540万円、支出済額3億1,817万6,060円、不用額722万3,940円でございます。

続きまして、歳入の方でございます。266ページをお願いいたします。

1款1項1目特別徴収保険料1億4,753万4,400円。2目普通徴収保険料8,384万4,800円。

2款1項1目証明手数料、納入はございません。2目督促手数料1万4,450円。

3款1項1目一般会計繰入金8,660万910円。

4款1項1目繰越金37万4,600円。

5款1項1目延滞金、収入ございません。2目過料もございません。2項1目保険料還付金9万円でございます。2目還付加算金もございません。3項1目預金利子もございません。

4項1目弁償金についてもございません。めくっていただきまして2目雑入もございません。

予算現額3億2,540万円、調定額3億2,301万8,560円、収入済額3億1,845万9,160円、不納欠損額42万5,500円、収入未済額413万3,900円。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

**朝岡委員長** ただいま説明を願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

**白石委員** 認第9号、平成26年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計の決算について、若干の質疑をしておきたいと、このように思います。

保険税のことであります。年収といえますか、年金収入が月額1万5,000円未満の方々については普通徴収をされ、原課が徴収しておると。それらを超えるの方々、月額1万5,000円を超える方、年額28万円ぐらいの年金の方は天引きをされているわけで、必然的に収納率自身は、資料を見ても全体として98.1%と高い水準になっています。しかし、普通徴収の方、被保険者が917人います。全体の22.3%を占めるんですけども、このの方々については97.3%。しかし、国保から比べたら随分高い水準なんですね。75歳を過ぎたお年寄りが本当にこの後期高齢者医療保険の保険証というのは命の綱だということが、万難を排してこの保険税を払うように頑張っている数字だと、このように思います。

そこでお伺いしておきたいと思います。今、収納率も平成25年度からすれば、若干低くなっております、1.4ポイントですね。そして何よりもこの滞納者が平成25年度が40人でしたけれども、平成26年度は68人と、28人増、70%を超えるふえ方なんですね。これはどういう状況になっているのか。原課の方で普通徴収で頑張られているわけで、実態がある程度つかめているんじゃないかなというふうに思うんですけども、その内容についてお聞かせいただきたいというふうに思います。そこで気になるのは、滞納によって短期保険証の発行者がどうなっているのかということもお伺いしておきたいというふうに思います。その2件、よろしく申し上げます。

**朝岡委員長** 中嶋保険課長。

**中嶋保険課長** 保険課の中嶋です。白石委員のご質問にお答えします。

まず1点目は、滞納者数が平成25年度と比べて28人ふえているということでございます。これは1つ考えますのは、2年ごとに後期医療保険の保険料の見直しがあります。平成24年度も2年ごとの見直しのあった年で、63人。平成26年度で68人という数字になっております。それが1つの理由と、やはり被保険者数が、前年度3,900人余りの人数が4,100人と、100人余りふえてきている状況です。そういったことで、全体的に滞納される方もちょっと増加したのではないかと考えておりますが、この平成24年度では60人余りの滞納者数が、平成25年度では40人になっているということもございますので、できるだけ少なくするよう努力していきたいと思っております。

次に、もう1点は短期保険証のことでございます。県の資料の関係では、平成25年度は11人ということになっておりました。平成26年度では27人と、16人ふえていることになっております。これは広域連合の方で短期保険証の対象となる要件の見直しがありました。それまでの要件としましては、前年度及び前々年度に賦課した保険料のうち2分の1以上を滞納している人、6カ月以上の納期を過ぎても保険料を納付しない人、文書もしくは訪問による納付相談に一向に応じない人、納付相談または納付指導において取り決めた誓約を履行しないという場合に、短期保険証、3カ月証、6カ月証を発行するということになっておりました。それに平成26年度から新たに、前々年度以前の保険料を滞納していることということが要件として加えられました。できるだけ、滞納があったときに早期に取り組んで、短期保険証のことを説明することによって収納率の向上に努めるということでされた趣旨と考えております。

以上でございます。

**朝岡委員長** 白石委員。

**白石委員** 中嶋課長の方からご説明いただきました。収納率が若干低下している、滞納者が28人、70%を超えてふえているということについては、私もまず第一の要因というのは、制度として2年ごとに医療費の給付金と被保険者の増加によって保険料の改定をしていく、こういうことで、平成26年度がこの2年目に当たって保険料の改定をしたわけです。所得割が0.47ポイント上がったと思います。平均の年間保険料も7万1,000円を超える保険料になったのではないかとこのように記憶しているところでありますけれども、制度が2年ごとに引き上げられると。下がることはまずないと思いますね。私もだんだんと後期高齢者に近づいてきて、押し上げていく1人になるわけでありまして、団塊世代の者がこれからどっといくわけですから、それこそ医療の中心で被保険者の数がふえることによって料金が上がるわけですから、これはうなぎ登りに上がっちゃう。これはもう大変だなと。それは当たっているというふうに考えます。

短期保険証の発行についてお答えいただきました。県の要件の見直しが大きな要因で、11名だったものが16名ふえて27名になっている。本当に75歳を超えて、これから平穏な老後を経過したい、経過してほしい、そういうお年寄りに、6カ月といえども短期保険証をお渡ししなければならないというのは、私は現役の者として大変つらい思いがあります。老人保健

法が改悪というか改定されて、それまでは資格証明書の発行もなかったし、短期保険証というの私は聞いたことがなかったわけでありましてけれども、後期高齢者医療制度ができることによって、資格証明書の発行も法律で定められたということなんですね。本当はお年寄りを敬い、戦後を支えてくれた人たちに敬意を払って、安心して医療を受けられるという環境をつくっていかないかと思うわけですが、こういう結果になっているわけでありまして。課長としては、できるだけ制度の趣旨を理解していただいて、お支払いいただくという努力はしていただかなきゃならないと思いますけれども、広域連合の方もこの要件を厳しくして、平たく言えばそういうことですね、取り立てを強化するというのは、これは本当に困ったものだ。これも広域消防と一緒に、私たちここで幾ら議論したって、靴の底をかくのと一緒に全く届かない、そういう状況になっているんですね。こんなことが私たちの知らない間に要件が見直され、どんどん徴税攻勢というか、強められているというのは本当に困ったものだと思います。課長には責任ないけど。これが後期高齢者医療制度、本当にお年寄りが安心して医療を受けられるという制度ではなくて、まさにこの国保や被用者保険から、わざわざ法律において抜けさせて、一くくりにして75歳ということで医療制度に入れていくという、このこと自身が私は法のものとの平等ということからしても問題があるということ、最後にあれですから指摘しておきたいと思います。

以上です。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

阿古委員。

**阿古委員** 269ページ、2款1目19節県後期高齢者医療広域連合負担金3億1,597万2,708円なんですけれども、これ、確認しておきたいんですけども、この負担金の計算は、どのようにされているのか。結局、広域の方からの請求が来るのか、それともこちらで積み上げて出しているのか。多分、広域からの請求により支払われていると思いますが。その負担金額を出すに当たっての算出方法を聞かせてください。

**朝岡委員長** 中嶋保険課長。

**中嶋保険課長** 保険課の中嶋です。阿古委員のご質問にお答えしたいと思います。

この広域連合納付金の計算なんですけど、3つの内容になっております。1つは保険基盤安定負担金と申しまして、国保と同じように7割、5割、9割等の軽減措置がございます。税金を軽減することによって、その分を一般会計から負担いただくということで、それで内訳として7,022万7,008円になっております。2点目は保険料負担金ということで、広域連合から示された保険料を市で集めるわけですが、集めた保険料をまた広域連合に支出するということになっております。それが2億3,147万700円になっております。もう1点は共通経費負担金ということで、広域連合の事務的な経費として、人口割等によって計算された金額1,427万5,000円がございます。その3点を合わせまして3億1,597万2,708円になっております。

以上です。

**朝岡委員長** 阿古委員。

**阿古委員** これからこういう具合に負担という形で、制度が変わるにつれてこういう形のものになってくるんやろうという中で、どういう計算をしているのかなというのが非常に気になったところです。そやから、今言っている一般会計からの繰入れ分が本体としてはありますやん、国保として。そこからワンクッション置いて後期高齢の方に来るわけやから、その負担が。本来、広域ができた理由というのは、ある意味過疎地という言い方はいいことないのかな、山間で医療負担が非常に難しくなってくる事態を見越した中で、人口の多いところにある一定の負担を求めたいという大きな流れがあったように思いますけども、そうしたときに葛城市にとってよくなるのか悪くなるのかみたいな議論を過去においてやっているけども、この負担の振り分けの仕方というのが、今後変化するのかもしれないのかというのを考えていかなければならないと思います。今回は、負担の計算の仕方はわかりましたので、それで結構です。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

白石委員。

**白石委員** 認第9号、平成26年度後期高齢者医療保険特別会計の予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は平成20年4月から導入され、75歳以上の高齢者はこれまで加入していた国保や組合健保、政管健保などを脱退させられ、強制的に加入させられました。75歳以上の高齢者を切り離し、健康保険の対象から強制的に外すやり方は、年齢による命の差別そのものであり、憲法が保障する法もとの平等に反するものであります。

平成26年度は2年ごとの保険料の改定によって、所得割が8.1%から0.47%引き上げられ8.57%に、均等割は4万4,200円から500円引き上げられ4万4,700円となりました。値上げ額は1,593円増で、平均年間保険料は7万1,554円になったのであります。保険料が、医療給付費の増加と後期高齢者の人口比率が増加するのに応じて2年ごとに改定され引き上げられる仕組みになっております。高齢者に際限のない負担を押しつける医療制度は認めがたいものであります。

後期高齢者医療制度は、保険料が払えず1年以上滞納すると悪質滞納者とみなされ、保険証を取り上げられ、かわりに資格証明書が発行される仕組みが法定されています。これまで75歳以上の高齢者は老人保健制度の対象者として、被爆者や結核患者等と並んで保険証の取り上げが法律で禁止されていました。これが老人保健法の廃止によって、75歳以上の人からも保険証の取り上げを可能にしたのであります。これでは無年金や低年金など収入の少ない高齢者の命や健康を守ることはできないのではないのでしょうか。資格書交付制度は直ちに廃止すべきであります。

被保険者4,117人のうち、年金収入が年額18万円、月額1万5,000円を超える人たちは3,200人で、保険料は年金から天引きされています。それ以下の月額1万5,000円未満の917

人の人は普通徴収されています。この普通徴収における滞納者は68人で、前年度よりも28人、70%もふえています。6カ月以上の滞納者に対して発行している6カ月の短期保険証は27件となっています。なかなか払いたくても払えない、そういう高齢者がふえていることを証明しているのではないのでしょうか。短期保険証の発行をやめるとともに、市は保険者として、収入のない人や少ない人の保険料を軽減する独自の制度をつくるなど、安心して医療にかかれるよう支援すべきであります。

後期高齢者医療制度の狙いは、医療費がかかる75歳以上の高齢者を一まとめにして、際限のない負担と差別医療を押しつけることで医療費を抑えることにあります。国の負担を削減するために、高齢者を差別する医療制度の執行を担い、高齢者に耐えがたい負担を押しつける後期高齢者医療制度特別会計は認められないものであります。

以上です。

**朝岡委員長** ほかに討論はございませんか。

川村委員。

**川村委員** 認第9号、平成26年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

本特別会計決算につきましては、この制度が創設されて7年目となります。これまで保険料の軽減措置や納付方法の見直しなど、さまざまな改革、改善が行われてきたことにより、制度の定着が図られつつあると認識しています。平成26年度決算は、歳入においては歳入全体の72.7%を占める保険料は2年ごとの見直しがあり、前年度より4%の増となっていますが、滞納繰越分も含めた保険料の収納率は98.1%と、前年度と同様に高い率を保っています。

一方、歳出では、一般会計において支出する後期高齢者医療療養給付費の負担金は、前年度と比較して5.4%の増、本特別会計において支出する保険料負担金、保険基盤安定負担金、共通経費負担金と合わせた広域連合納付金は歳出全体の99.3%を占め、4.7%の増となっています。このような状況にあつて、後期高齢者医療制度を運営する広域連合におきましては、保健事業の推進や医療費適正化事業により積極的に取り組み、葛城市において健康診査の受診率は前年度より2.75%向上し、15.54%となっています。この後期高齢者医療制度に基づき、保険料軽減に係る県の負担金や一般会計からの繰入金等を財源として、広域連合と連携し、健全な財政運営に努め、円滑な事業運営が行われた決算であると評価するものです。

高齢化社会が進む今後において、高齢者医療の安定した運営が求められています。この制度が高齢者の方々に安心して受け入れられ、持続可能な信頼のできる制度となるよう、国の動向をしっかりと見つめるとともに県並びに広域連合との連携を密にして、より一層安心な医療制度の構築に向けられ努力されることを望み、賛成討論といたします。

**朝岡委員長** ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**朝岡委員長** 起立多数であります。よって、認第9号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認第7号、平成26年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

芳野市民生活部長。

**芳野市民生活部長** 市民生活部の芳野でございます。

それでは、認第7号、平成26年度葛城市霊苑事業特別会計決算について説明させていただきます。

239ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1,402万5,000円、歳出総額1,284万9,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額は、同額の117万6,000円でございます。

続きまして、歳出の方、246ページをお願いいたします。

1款1項1目霊苑事業費399万2,034円。

2款1項1目霊苑整備基金費885万7,000円。

3款1項1目予備費の執行はございません。

予算現額1,419万円、支出済額1,284万9,034円、不用額134万966円でございます。

続きまして、歳入の方でございます。244ページをお願いいたします。

1款1項1目霊苑管理料873万1,800円。2項1目霊苑手数料3,800円。

2款1項1目利子及び配当金61万9,828円。

3款1項1目霊苑整備基金繰入金245万4,000円。

4款1項1目繰越金221万5,345円。

予算現額1,419万円、調定額1,452万9,673円、収入済額1,402万4,773円、収入未済額50万4,900円でございます。

ご審議よろしくをお願いいたします。

**朝岡委員長** それでは、ただいま説明を願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

それでは、これより認第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、認第7号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

それでは、暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時03分

再 開 午後1時30分

**朝岡委員長** それでは、午前中休憩前に引き続き、会議を再開いたしたいと思います。

次に、認第3号、平成26年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

それでは、本件につき、提案者の内容説明を求めます。

山岡保健福祉部長。

**山岡保健福祉部長** 保健福祉部の山岡でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、認第3号、平成26年度葛城市介護保険特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

決算書171ページをお開きください。保険事業勘定の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額22億2,717万3,000円、歳出総額22億2,487万7,000円、歳入歳出差引額、実質収支ともに229万6,000円でございます。

次に、177ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2,487万3,000円、歳出総額2,487万3,000円、歳入歳出差引額はゼロ、実質収支額につきましてもゼロでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。187ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳出でございます。

1 款総務費、1 項1 目一般管理費では94万2,271円の支出でございます。2 目連合会負担金では44万3,012円の支出。3 目計画策定委員会費では285万4,800円の支出でございます。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費では87万5,096円、3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費では792万9,408円の支出でございます。めくっていただきまして2 目認定調査等費では1,986万3,933円の支出でございます。

2 款保険給付費、1 項1 目介護サービス等諸費では17億7,657万3,297円の支出。2 目介護予防サービス等諸費では1 億8,406万64円の支出でございます。2 項その他諸費、1 目審査支払手数料では195万5,256円の支出。3 項1 目高額介護サービス等費では4,883万7,581円の支出、4 項1 目特定入所者介護サービス等費では9,672万6,226円の支出でございます。

めくっていただきまして、190ページ。

3 款1 項1 目介護予防二次予防事業費では1,123万4,701円の支出でございます。2 目介護予防一次予防事業費では571万9,845円の支出でございます。2 項1 目介護予防ケアマネジメント支援事業費では761万5,032円の支出。2 目総合相談・権利擁護事業費では1 万6,000円。3 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では840万7,975円の支出でございます。め

くっていただきまして4目任意事業費では1,477万351円の支出でございます。

次に、4款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金では32万6,750円の支出でございます。

次に、6款諸支出金、1項1目第1号被保険者保険料還付金では10万5,600円の支出。2目償還金では3,562万141円の支出でございます。

めくっていただきまして、歳出合計、予算現額22億5,389万1,000円、支出済額22億2,487万7,339円、不用額2,901万3,661円でございます。

戻っていただきまして、182ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳入でございます。

1款1項1目第1号被保険者保険料では、調定額4億5,684万9,650円に対しまして収入済額4億3,735万3,150円、不納欠損額133万3,100円、収入未済額1,816万3,400円でございます。

2款1項1目督促手数料では4万3,600円の収入。

3款1項1目介護給付費負担金では3億7,840万4,547円の収入。2項国庫補助金、1目調整交付金では6,434万5,000円の収入。2目地域支援事業交付金（介護予防事業）では417万650円の収入。3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）では1,275万402円の収入でございます。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金では6億774万7,000円の収入。2目地域支援事業支援交付金では285万3,069円の収入でございます。

5款県支出金、1項1目介護給付費負担金では3億1,396万円の収入でございます。めくっていただきまして、2項1目地域支援事業交付金（介護予防事業）では208万5,325円の収入。2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）で637万5,201円の収入でございます。

6款1項1目利子及び配当金では32万6,750円の収入でございます。

7款1項1目介護給付費繰入金では2億6,351万9,053円の収入。2目地域支援事業繰入金（介護予防事業）では211万9,318円の収入。3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）では608万4,848円の収入。4目その他一般会計繰入金では3,286万4,920円の収入でございます。2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金では5,655万7,503円の収入でございます。

8款1項1目繰越金では3,561万3,072円の収入でございます。

めくっていただきまして、歳入合計、予算現額22億5,389万1,000円に対しまして、調定額22億4,666万9,908円、収入済額22億2,717万3,408円、不納欠損額133万3,100円、収入未済額1,816万3,400円でございます。

続きまして、195ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。

介護給付費準備基金では、前年度末現在高8,590万円、決算年度中の増減高5,623万円の取り崩し。決算年度末現在高2,967万円でございます。

続きまして、197ページをお願いいたします。サービス事業勘定の歳出でございます。

1款1項1目一般管理費では984万1,139円の支出でございます。

2 款サービス事業費、1 項 1 目介護予防支援事業費では1,503万1,876円の支出でございます。

めくっていただきまして、198ページ、歳出合計では2,820万円の予算現額に対しまして、支出済額2,487万3,015円、不用額332万6,985円でございます。

戻っていただきまして、196ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定の歳入でございます。

1 款 1 項 1 目介護予防サービス費収入では1,795万3,609円の収入でございます。

2 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金では691万9,406円の収入でございます。

歳入合計、予算現額2,820万円、調定額2,487万3,015円、収入済額2,487万3,015円でございます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくをお願いいたします。

**朝岡委員長** ただいま説明を願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

**白石委員** 午前中に引き続きまして、介護保険特別会計の決算について質疑を行ってまいりたい、このように思います。

まず、保険給付費について、188ページ、189ページにかかる部分についてお伺いしてまいりたいと思います。第5期の事業計画の最終年度ということで、平成26年度の決算額が出ているわけでありまして。しかし、既に決算しているけども、第6期事業計画がつくられ、平成27年度の予算が決まっているわけで、既に第5期の分についてはきちっと総括をされ、第6期に引き継がれているということでもありますけれども、まずお伺いしたいことは、中心は居宅介護サービスの給付費なんですけれども、それと施設介護給付費の関係で、とりわけ当初予算との執行率ですね、当初の見込みと決算額がどうであったのかということで、最初に見ていただきたいなというふうに思うわけでありまして。

当初予算では、居宅介護サービス給付費は、この予算額に対して110%を超えているということになっている一方で、特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設介護サービス給付は96.3%ですか、当初予算を下回っているわけです。介護保険事業というのは単年度で評価できるわけではないわけで、1期1期、3年ごとで見えていかないかんというのがあるんですけども、この辺の伸びと、あるいは最終年度の施設サービスが96%というふうに、これまでの傾向とそれぞれ逆転した決算になっているんじゃないかというふうに思うんですね。それまでは、居宅介護サービスについては、ここはやはり在宅でということを中心に力を入れてやってきたけど、思うように伸びなかったというのがありました。ところが、施設の方はどんどん伸びてくるというのがあったんですが、ここで96%台、当初予算比においてなっているわけですけども、これを5期の最後の年として、5期全体の中でどのように捉えたらいいのか、この辺をお聞かせいただきたい、このように思います。

個々の項目でもいろいろ聞きたいことはあるんですけども、それをやっていたら時間が何ぼでも足らないので、次々に進めていきたいと、このように思います。

国保もそうですし、後期高齢者医療もそうですけども、どうしても社会保障という形で保険料の負担とか利用料の負担というのは出てくるわけでありましてけれども、収納率そのものは98.9%ですね、高い水準にあるけれども、普通徴収のところでは90.4%ということで、毎年少しずつ下がってきているという水準にあるんですね。普通徴収というのは、先ほど来、後期高齢者医療制度でも言いましたように、年金の収入月額が1万5,000円以下の人、年額で18万円以下の人、そういう人たちから原課が徴収しているわけでありましてけれども、このところが年々収納率が下がってきて、収入未済額、滞納繰越分がふえてきているということなんですけれども、傾向としてどのような状況にあるのか、どのような収納事務が行われているのかという点もお伺いしておきたい、このように思います。

その参考資料としてあらかじめもらっていますので、言っておきます。普通徴収における滞納者は、平成26年度は260人、これは現年、過年度含めて260人。じゃ、平成25年度は何人いたかといいますと、206人ですね。平成24年度は135人です。ですから、135人、206人、260人という形でふえてきているわけでありまして。この点も含めてお答えいただきたい、このように思います。

とりわけ施設介護サービスの中で、私どもが市民の皆さんからご相談を受けるのは、一番多いのは、何とか施設へ入れないかということでご相談を受けるんです。一時的に老人保健施設、ここは何か、空きというわけじゃありませんけれども、入所できる可能性が非常に高いんですけども、特別養護老人ホームとなると、全く歯が立たないという状況になっているんですね。今、本市においては143人の待機者がいるという資料、データをいただいておりますけれども、この待機者は残念ながら第6期の計画の中で、老人保健施設はそれぞれふえたんですけども、特別養護老人ホームは今2つの施設があるわけですけども、残念ながら本市ではふえていないと。そういうこともありまして、地元であればいろいろ融通もきくんでしょうけども、なかなか大変な状況にある。しかし、近隣には香芝やら橿原やら、ふえていっているんですね。もちろんそこへ入れるわけですけども、なかなか難しいという状況があると思うんです。これらの状況をどのように捉え、包括が中心になるのかどうかわかりませんが、どのように対応していただいているのか。これは我々が口はきいても何の力もないわけですから、なかなか入所は難しいんですね。包括頼りでいろいろお願いをするんですけども、運がよかったらすぱっと入れることもあるんですけど、どういう状況なんですか、お伺いしておきたいと思います。

**朝岡委員長** 門口課長。

**門口長寿福祉課長** 長寿福祉課の門口でございます。よろしくお願いいいたします。

まず、居宅介護サービス給付費、それから施設介護サービス費等の状況でございますが、居宅介護サービス給付費では、前年比で申し上げますと、13%増というような形で推移いたしました。細かく見ていきますと、通所介護が24%増、訪問看護が22%増、それから訪問リハビリテーションでは36%の増を示しております。しかし、訪問介護の方では前年比1.5%減となっております。あと、ショートステイの方ですが、これにつきましては14%増ということで推移いたしております。

それから、施設介護サービス費でございますが、これは全体では平成25年度を1.4%ほど下回りました。特に老健では12%ほど減ということになっております。しかしながら、葛城市での整備も進みまして、増設、新設160床の整備が行われたところでございます。平成27年度はどれだけ影響があるのかというのはこれからも注目すべきことだと考えております。

特養については横ばい状態というような形で推移しております。

次の滞納者に対する対策ということでございますが、滞納者につきましては、長寿福祉課の介護保険係の者が滞納整理等に出向くということが本来でございますが、なかなか滞納整理に向かうこともちょっと困難というようなこともありまして、介護保険料の未納についてのお知らせというのを滞納者全員に送付いたしまして、保険料の納付を促し、滞納対策を行っている次第でございます。やむなく滞納処分の執行を停止し、さらに納付義務を消滅させた者が介護サービスを受ける際には、その未納期間に応じて給付制限の措置を行うというようなことも啓発を行っております。その中で、期間中に分納の相談を受けた滞納者につきましては、不納欠損処分を保留いたしまして、順次納付していただくような分納誓約をとっているというような形で行っております。

次に、特養の待機者についてでございますが、これは8月に県の方から依頼がありました調査の結果でございますが、要支援1から要介護5までの申し込み待機者数につきましては143名。これは前年度の187名を54人ほど下回っております。これにつきましては、特養の入所というのが要介護3以上というような形にこの4月からなったということが原因しているものと思われまます。それから、要介護3から5までの待機者なんですけど100名。これは前年度95名でございました。うち居宅での待機者に限っていいますと54名。これは前年度は50名でございました。残りの46名につきましては老健施設、グループホームに入所、特定療養施設に入所などされている方が、特養の申し込みをされている方ということになっております。なお、要介護4から5、重度の方の居宅待機者数は30名でございます。

以上でございます。

**朝岡委員長** 白石委員。

**白石委員** 居宅介護サービスと施設介護サービスに限定して、予算の執行状況について、どのような状況にあるかということでお話いただきました。この間の議論で、やはり住みなれた地域で家族とともに過ごせるような介護の体制をつくっていかなく、そして、使えるような介護をつくらなくということ議論してきたわけでありましてけれども、ここに来て、居宅介護の三本柱と言われる通所による介護、訪問看護もリハも含めて大きく伸びてきているというのは歓迎できることだというふうに思うんですけども、しかし、その一方で訪問介護、ヘルパーさんの派遣が減っているというのがちょっと理解できないというか、整合性にとつて、三本柱の1つである訪問介護がどうして通所サービスとリンクしないのか。ショートもふえているんですね、14%ふえていると。ここをどのように。数字をいただいて、僕も気がついたんですけども、全体としては伸びているなと思っていたんですけど、これだけアンバランスがあるとは、ちょっと思っていなかったもので、その辺は包括の方がよくわかっているかな。改めて、わかっていることだけでいいですから、ヘルパーさんの派遣だけが減ってい

るところですね、お伺いしておきたい。

やっぱり問題は、特別養護老人ホームへの入所なんですね。本当に日本全体の問題だと思うんですけども、葛城市においても、家族や家庭や地域での介護力が非常に低下してきているという中で、その家族で介護していくというのは大変なことなんですね。ある意味ではあってはならんのですけども、特別養護老人ホームに何カ所も申し込みをすることで、待機待ちをたくさんしているんです。実際はもっと待っているというふうに思うんです。その1つのあらわれが、このアンバランスとして、さっき言ったような通所介護、通所リハ、看護という形で、そこが伸びてきているのではないのかというのがあるのかなというふうには考えるんですけども、それは我々は現場でやっているわけじゃないからわかりませんので、その辺の評価をしていただきたいなというふうに思うんですね。とにかく、家族の誰かが犠牲にならなきゃならないという状況にあるということは、介護保険制度ができたときに、これは皆さんもよくわかっていると思うんですけども、家族の介護から社会的に支えていく、そういう介護にしていくんだという形で、介護保険制度そのものができた要因の大きな1つなんですね。ところが、今度は、逆に国の方針も、介護給付費がふえるものやから、また家族の方へ、家庭の方へ押し流していくみたいな方向に流れているのかなというような気がします。

特別養護老人ホームに入所すれば、自立して出てくるということはまずないわけですね。これが1つの大きな原因になっているのではないかとこのように思うんですね。施設としての位置づけそのものを考えなければならないと思います。第6期において、特養の計画についての展望があるんでしたらひとつ言っていたきたいというふうに思います。

やっぱりこの特養の待機問題があると。そこへ持ってきて、なぜ、待機者が減ったのかと聞いたら、今年から要介護2以下の人が待機者としてカウントされないとか課長が答えてくれたので、僕は実態を知らなかったんですけども、どれだけの人が待機者から省かれるのかなと思ったら、大体、平成25年の187人から148人を引いた分が、そうした数なのかなという判断ができる。そしたら、44人とか43人とか、そういう人が待機者から外され、入れないというふうになるんですね。じゃ、それで全く家庭の事情とか、そういうことが参酌されないのかということじゃないでしょう。やっぱり特別の事情のある場合は、これは当然入所できると思うんですよ。そういう内容はどうなっているのか、お伺いしておきたいと思うんです。実態として僕が言っている四十何人分が外れそのうち何人が要介護2以下で外れたのか。それを教えていただきたいと思います。

滞納のことについては、原課が収納事務をし、督促をやっている。しかし、今の体制では、滞納の原因とか、滞納を解消していくとかということに対して取り組める体制が整っていない。その実態が今の課長の答弁に出ているように、整理をしていく、滞納で督促に歩くということも含めて、やっぱり困難な状況にある。滞納されていますよという形で郵送して伝えるしかないというような状況になっている。それがために、課長が言いましたね、簡単に給付制限にかかってしまう。滞納期間によって、いざ利用しようと思ったときは、1割の負担では済まない。それこそ老健とすれば、非課税の人でも7、8万円ぐらい要るんじゃないか

ね。それが2割の利用料を払うとなれば、その倍になるわけですから、これはとても、使いたくても使えないということなんですね。だから、私はこの滞納の整理というか督促というのもきちっとして、制度の中身をきちっと理解していただいて、納めていただくという努力をしていかないと、本当に4年間利用できない、実質的に利用料が高くなって利用できない人が出てきているわけですよ。じゃ、そういう人たちに対して、どうしたらいいのか。今、大体3年間はさかのぼって払えるわけですか。それはまた教えてください。しかし、5年間滞納していたとしたら、2年間分は返せない。全部返さないと給付制限が解除されないということになれば、丸まま4年間なら4年間の給付制限を受けると、給付制限を受けるということになるのか。いやいや、そうじゃありませんと、3年とするならば3年の分、5年であったのも3年の分さかのぼって保険料を払えば、給付制限がもとに戻る、あるいは緩和される、そういうことにならないのか、なっているのか、教えていただきたいというふうに思います。

**朝岡委員長** 門口長寿福祉課長。

**門口長寿福祉課長** ただいまのご質問でございますが、まず特別養護老人ホームの整備状況でございますが、この近隣では平成27年度に新設を予定しているのは檀原市で50床です。平成28年度で葛城市が50床を予定しております。あと、この近辺では高取町が50床というような形で、この2年を見ますと、150床の新設が予定されております。

それから、特養の入所についてなんですけれども、この4月から原則、要介護3以上の方しか入所できないというようなことになったわけなんですけれども、それでは要介護1、2の方はどうなるのかということでございますが、要介護1または2の方につきましては、特例入所という手続をとると、優先入所として扱うということになっております。これにつきまして、いろいろ条件がありまして、要介護1、2の方が特養に入所できる要件でございますが、認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状、行動、意思疎通の困難さが頻繁に見られること、または知的障がい、精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。それから、家族等による深刻な虐待が疑われること等によって、心身の安全・安心の確保が困難であること。それから単身世帯であるとか、同居家族が高齢または病弱である等により、家族等による支援が期待できないというようなこと。そういった方が特例入所の手続をとって、優先入所という形で特養に申し込むことができるということになっております。

**白石委員** そういう方はいますか。

**門口長寿福祉課長** ケース・バイ・ケースでございますけれども、その家庭の事情によりまして、要介護1、2で特養に入所したいというような方ですが、今、葛城市においては、そのようなケースでは、ないです。

次に、滞納のことなんですけれども、何年前まで遡及して払えるのかというようなことなんです。介護保険料の場合は2年で時効を迎えます。2年で時効を迎える際に、先ほど言いましたような通知をさせていただきまして、過去の滞納している分を払っていただくという形で分納誓約していただくということで、不納欠損を保留するという形をとらせていただ

いております。

以上です。

**白石委員** いやいや、分納じゃなくて、さかのぼって2年間なら2年間分を払えば、どうなる。

**門口長寿福祉課長** 分納という形をとっていただいて、その2年分をまとめて払っていただくとなると、当然、給付制限とかはかからないようになります。

**白石委員** 5年間の場合だったら、どうなる。

**門口長寿福祉課長** 5年間滞納されている方で、そういう通知をもらって、分納したいというような申し込みがあった場合は、分納誓約していただいて、それで徐々に支払っていただくんですけども、まとめて支払うということであれば、それは可能です。

**白石委員** 時効分、払うことができるんだね。

**朝岡委員長** どうぞ、続けて答弁してください。

**門口長寿福祉課長** そういう形をとっていただければ、5年分できます。ただし、不納欠損処分をする前にそういった分納誓約をしていただかなければなりません。

分納の手続をしていただかないと、そのまま不納欠損で落ちることになります。

**白石委員** そういうことなんですね。不納欠損で処理されると、支払うことができなくなるということですね。

それから、通所サービスが24%、36%というふうに、リハなんかふえているわけでしょう。一方で、ヘルパーさんの訪問介護が減っているというのは、どういう現象なんですか。

**朝岡委員長** 西川補佐。

**西川長寿福祉課補佐** 地域包括の西川です。よろしく願いいたします。

地域包括の方で担当させていただいている方というのは、比較的軽度者で要支援1、2の方が多いんですけど。

訪問介護につきましては、地域包括の方でさせていただくのは、本来ですと、要介護の方というのは身体介護と生活援助と両方あるんですけども、軽度者の方に関しましては、生活援助というくくりの中でサービスを受けていただいております。その中で生活援助を受けていただくのも、同居家族とかいらっしゃいますと、それは受けられませんので、その辺の調整で若干減っているのかなと、地域包括としては判断させていただいております。

それと、ショートステイの増なんですけれども、こちら、ショートステイをご利用されるとなりますと、やはり施設に入るのを待つ方もいらっしゃると思うんですけども、あと家族さんのレスパイスということで、休息のために月に何日間預かってほしいとか、定期的に使っておられる方もいらっしゃると思います。そのような状況です。

以上です。

**朝岡委員長** 白石委員。

**白石委員** 一通りお答え、ご説明をいただきました。なるほどヘルパーさんの派遣については、これは同居の家族がいたら受けられないけれども、デイはいける。それでデイがばーっと広がっているわけやな。それはそれで歓迎できることだというふうに思いますけれども、どのように評価をしていいのか、これはまたこれから議論していかないといけないなというふうに思い

ますし、平成28年、特養が葛城市に50床設置されるということですが、介護保険の財政からすれば、これは大変だなというのはあるけれども、待機者がこれだけいる中で設置されるということは大歓迎しておかなければならないというふうに思います。また後で詳細についてはお伺いしたいというふうに思います。

滞納の分でありますけども、課長の答弁の中から分納というのが、不納欠損処分する前に分納誓約をして払っておく必要があると。それがなければ、2年間を超えちゃって、通知が行って、それに何の反応もない。いるかどうかわからないけども訪問して、お支払いいただけない場合は不納欠損処分。結構、簡単にと言ったら怒られますけれども、後期高齢者医療制度もそうですけども、どんどんどん不納欠損で落としてきているんですね。ところが、不納欠損処分にすれば、今の課長の答弁からしたら、4年間なら4年間の給付制限、3年間なら3年間の給付制限は取り戻せないということですね。それでは、行くところがなくなっちゃう。病院に入院するか。これは本当に困った話で、それはいろんな事情があるんですよ。後期高齢者医療制度でもお話ししましたが、年金ゼロ、他の収入もゼロ、家族と同居して。しかし、家族は小さい工場で本当に機械に振り回されてしていると。税金を払うのが精いっぱい頑張っていると。払っていただいているから、それなりに課税世帯なんですね。そしたら、このおばあちゃんの保険料、何ぼになるか。これ、家族全体が非課税世帯やったら、下から2番目ぐらいかな。ところが課税世帯ですから、基準月額よりも1つぐらいランク下になると思うんです。標準月額が5,000円だったら、それより1つ下のランクですね。年金収入なし、他の収入もなし、息子や嫁に保険料を出してくれと言えないような環境にあるんですね。だから、息子にも払っていないと言っていない。さあ、介護が必要になってえらいことになったといたら、いや、わかった、老健やったら何とかありますわと言っておいたら、課税世帯ですから利用料は14、5万円もつとかかる。もう5、6万円かかりますかね、15、6万円。これ2割やったら何ぼになりますか。こんな金額払えません、入所できません。こういうことになっているんですね。

これを何とか救済できないのか。悪意があって払っていないわけじゃない。息子の暮らしぶりや仕事の状況を見て、お母さんは、認知もかかっていますから大変ですけど、もう払えませんということで言われているんです。こういう人を救済できないというのは、私は制度として問題があると、こういうふうに思います。これはぜひ厚労省にも問い合わせもしていただいて、そういう経過について説明していただいて、救済できないのか、アタックしていただきたい。私はそういう滞納に関する相談を受けますが、もう少し滞納に対してちゃんと説明をして、給付制限もありますよと。また、とりわけこのおばあちゃんが年金があるのか、収入があるのか。それを介護保険に何ぼ払っているのか、それが5,000円近い、4,000円何がしを払わないかんとというようなことになっているわけですよ。息子にも言えない、どこから金を捻出すればよいのかと。こういうことをしっかりと見ていただいて対応していかないと、本当にどつぼにはまっていくような状況に陥ってしまうということなんですね。そういうことであります。ぜひまた相談に乗っていただきたい、こういうふうに思います。

待機者の問題、これも深刻ですね。原則、要介護1、2は特養に入れない。特例入所は認

められるけども、実際に特例入所に市がどれだけかかわれるのか。これは基本的には施設側が決めるんでしょう、そういうことですね。だから、本当にケアマネさんもしっかり対応してくれていると思うんですけども、原課を初め包括が、家庭の事情やそういうことをきちっと捉えて、特例入所という。原則は原則だけでも、いけるんだということをしっかりと捉えてもらわないと、機械的にもうだめなんだということになったら、介護保険制度そのものが社会保障制度としてなくなってしまう。その点はぜひ胆に銘じていただきたい。こんなに早くこういうことが始まって、このようなことは、想像もしていなかったのですね、ちょっと驚きは驚きなんですけども。

以上です。ありがとうございました。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

白石委員。

**白石委員** 認第3号の平成26年度介護保険特別会計の決算について、反対の立場から討論を行います。

平成26年度の介護保険特別会計決算は、平成24年度から平成26年度までの3年間の第5期介護保険事業計画の最終年に当たる決算であります。第5期の第1号被保険者の介護保険料は平成18年度から平成20年度までの第3期介護保険事業計画策定のときに、それまでの基準月額2,650円から1,450円引き上げて、基準月額を4,100円に改定された保険料が継続されてきたんですね。ところが、この平成27年度に策定された第6期事業計画において、基準月額を4,100円から5,000円、22%引き上げたところでありまして。保険料の負担は、被保険者の皆さん、年金収入が毎年減っている、こういう中で本当に苦勞されているわけでありまして。本当に高齢者の生活に不安を与えているんですね。

特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設介護サービスは、これは全体としてですけども、96.3%と当初予算を下回りました。これは周辺自治体に施設の整備が進んだことによるものだと、そういう影響があるのかどうかわかりませんが、しかし依然として特別養護老人ホームの待機者が143人と、入所できない状況が続いている。しかも、これは制度改正によって、要介護2以下の人たちが省かれた数字であるということなんです。

老人保健施設も一定のベッド数を整備してきているけれども、なかなか特養のように長期にわたって入所することができない状況になっているんですね。結局、施設サービスが利用しにくい、そういう状況になっているわけでありまして。

平成26年度の決算は実質収支で229万円の黒字になっております。介護保険給付費準備基金から5,655万円が繰入れられて、それによって準備基金の保有額は2,967万円になったということでありまして。保険料は、第1号被保険者のうち年金収入が18万円、月額1万5,000円を超える人は年金から天引きされています。それ以下の人は普通徴収という形で原課が徴収されています。この普通徴収の現年度分の収納率は90.36%、前年度より0.44ポイントマイ

ナスになっています。その結果、収入未済額は1,685万円にふえています。さらにこれらを受けて、不納欠損処分133万円を実施して、滞納額を1,339万円に何とか抑えているけれども、毎年この90%という普通徴収者の収納率の推移を見れば、これは本当に解決することにはならないわけであります。

さらに、ご記憶にあると思いますが、平成17年10月から、これまで介護保険の対象とされていた食費や介護施設の居住費が対象から外される。原則として全額、利用者負担になったんですね。この結果、市民税非課税世帯でない人が特別養護老人ホームを利用すれば、食費が4万2,000円、居住費では多床室で月額2万5,000円、従来型個室で4万8,000円、ユニット型では約3万円という大幅な値上げがされました。同時にデイサービスやショートステイの利用料も上がったわけなんです。本当に保険料、そして利用料の負担は大変な状況になっているわけであります。

その高い保険料の原因は、介護に係る国庫負担の割合を50%から25%に引き下げたところにあります。しかも、このうち5%、後期高齢者の比率の高い市町村に重点的に配分する、こういう調整交付金ですので、全国の市長会や町村会が繰り返し要望しているように、調整交付金は25%の別枠にして、国庫負担割合を30%に引き上げて、介護保険料の引き上げを抑えるべきだと、こういう次善の対策を求めています。

ですから、今のままの仕組みであれば、給付サービスの量と保険料がリンクするということになれば、際限なく保険料が引き上げられることになります。増大する介護給付費に見合う保険料の支払いは、早晚困難になることは見えています。被保険者の介護保険料の支払いの困難による保険財政の破綻は、これは想像したくありません。まさに政府が掲げる持続可能な介護保険制度を実現する、こういうことが不可能になってくる。実はこれは不可能になっているんじゃないか。これは私が言っているんじゃないんですね。連立政権もこういうことを自覚しているんです。自民党や公明党は、介護保険の国庫負担割合を10%引き上げる、このように去年消費税が引き上がる時に主張し、選挙でも公約に挙げているわけであります。私は10%引き上げることは大歓迎であります。こういうことが、介護保険制度の根本的な矛盾を解決していく大きな糸口になるというふうに思います。

そして、葛城市は国の対応待ちではなく、早急に、滞納やサービスを受けたくても受けられない、そういう状況を解決するために、保険料や利用料の減免制度を整備していく。民間事業者に頼らず、葛城市の責任で基盤整備を進めていく、こういうことが求められると思います。

以上、討論を終わります。

**朝岡委員長** ほかに討論はありませんか。

西川委員。

**西川朗委員** 認第3号、平成26年度葛城市介護保険特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

本特別会計決算につきましては、第5期事業計画の最終年度であり、計画値と比較しますと、要介護認定者は予想値を3%、1号被保険者の介護保険料は4.5%ほど上回ったのに対

し、保険給付費全体としては3億2,000万円、計画値を5.6%上回っており、介護給付費準備基金取崩額は3カ年合計で1億5,121万8,000円が取り崩されております。計画値を5,700万円ほど上回る結果となりました。第5期の介護保険料を据え置き、介護保険財政運営に大変ご苦労されたことがうかがえます。また、居宅サービスについてはほぼ計画値どおり推移しており、地域支援事業で取り組んでいる介護予防事業の効果が少しずつあらわれているものと一定の評価をするものであります。

今後も施設の整備に伴い、給付費が膨らむことが予想されますが、適切な保険給付をお願いするとともに、介護保険財政の円滑、適正な運営を図っていただくことを切望いたします。また、介護予防、高齢者の権利擁護、さまざまな相談業務など、地域包括支援センター業務は多忙な中、市民の支援にご尽力いただいていることを評価するものでございます。

今後は第6期事業計画において課題となる地域包括ケアシステム確立に向けての取り組みや日常生活支援総合事業への取り組みを行っていく上で、地域包括支援センターの更なる充実を図っていただき、本当に支援が必要な方に適切な支援が行える体制づくりに努めていただくことを要望いたしまして、本決算認定についての賛成討論といたします。

**朝岡委員長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第3号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

**朝岡委員長** 起立多数であります。よって、認第3号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認第8号、平成26年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

山岡保健福祉部長。

**山岡保健福祉部長** 保健福祉部の山岡でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、認第8号、平成26年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

決算書251ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1,515万7,000円、歳出総額1,515万7,000円。歳入歳出差引額ゼロ、実質収支もゼロでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。257ページをお開きください。

歳出。1款総務費、1項1目介護認定審査会一般管理費では1,028万672円の支出でございます。2項審査会費、1目介護認定審査会費では415万6,795円の支出でございます。めくっていただきまして2目市町村審査会費では71万9,572円の支出でございます。

歳出合計といたしまして、予算現額1,708万4,000円に対しまして、支出済額1,515万7,039円、不用額192万6,961円でございます。

戻っていただきまして、256ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款分担金及び負担金、1項1目介護認定審査会共同設置負担金では694万9,748円の収入でございます。2目市町村審査会共同設置負担金では37万6,832円の収入でございます。

2款繰入金、1項1目介護保険特別会計繰入金では748万7,719円の収入でございます。2目一般会計繰入金では34万2,740円の収入でございます。

歳入合計、予算現額1,708万4,000円に対しまして、調定額1,515万7,039円、収入済額1,515万7,039円でございます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくをお願いいたします。

**朝岡委員長** ただいま説明を願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

**朝岡委員長** 白石委員。

**白石委員** 議第8号の葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計について、若干お伺いしておきたいと思えます。たくさんの方々から介護保険についていろいろご相談があります。まず最初は介護を受けるための申請ですね。そして認定の手続きをし、調査員が派遣され、お医者さんから意見書をいただいて、そして審査会にかかって、そこから結論が出るまでがどの程度の時間がかかるのかということですね。これは一番最初の申請の場合と、認知症等は急激に進む場合があって、要介護申請の途中での変更の申請もよくあるんですけども、これらに対してはどのような手続、どのような期間をかけて対応されるのか、その2点についてお伺いしておきたいと思えます。

**朝岡委員長** 門口長寿福祉課長。

**門口長寿福祉課長** 長寿福祉課の門口です。よろしくをお願いいたします。介護認定の申請を受けて、その後の手続の状況なんですけども、審査会で決定を得るまでの期間ですが、30日をめぐりに手続の方をやらせていただいております。ただし、申請者の方が末期がん等の方につきましては、その30日という日数よりも早く処理をするように努めております。

**白石委員** 変更の場合は。

**門口長寿福祉課長** 変更の場合も同様に、30日以内に認定結果を出すようにしております。

**朝岡委員長** 白石委員。

**白石委員** 30日以内では、ちょっと。例えば15日ぐらいでできるんですか。審査会そのものが、月に2回ぐらいですか、何回。

**門口長寿福祉課長** 2週間に3回です。

**白石委員** そのスパンによって変わってくるというふうに思えますね。今のお話では2週間に3回、4日弱か、やられていて、何でそんな30日以内。もっと短縮できないのか。これだったら、介護保険制度が導入されたときと余り変わらないんじゃないか。確かに申請される方も、とりあえず申請しておこうという形でやる人と、そうじゃなくて、直ちに何らかの形で居宅介

護サービスを受けるか施設介護サービスを受けるかということで手だてを打たなきゃならないということがあるわけです。そういう場合、多分、緊急の事態であればサービスを受けられるというふうには思いますけれども、何よりもこの日にちを短縮して機動的にできるようにしないと、保険料、毎月々の話ですよ。医療であれば、何も認定は要らないんですよ。窓口へ行って申し込めば、診察券を持っていけば、かかれるわけです。ところが、一定やむを得ない部分があるけれども、こういう審査というハードルがあつて、機動的に対応できない。変更しても同じようなことになって、いつ決定されるんだというようなことになっているわけですね。この点は今後改善していく、30日以内を20日以内にするというふうな議論は全くされていないんですか。

**朝岡委員長** 門口課長。

**門口長寿福祉課長** 申請から決定までの時間がかかるという要因の1つといたしまして、主治医の意見書というものを、かかりつけのお医者さんから意見書を取り寄せる必要があります。これにかなり時間を要するというのが、30日という期間を設けている1つの要因でございます。

それから、審査会の方は年間72回予定しております、月平均6回、2週間に3回程度開催しているわけなんですけども、その中で広陵町の申請分を合わせまして、1回につき大体四十数件、審査していただいています。期間を縮めるということと言いますと、先ほど言いましたように主治医の意見書を早くもらう、あとは回数をふやすということになってくるわけなんですけども、委員等、お忙しい中来ていただいているということもありまして、なかなか年間72回という回数をふやすのは今のところ難しいというような形でございます。

**朝岡委員長** 白石委員。

**白石委員** 要因がもうわかっているんですね。お医者さんの意見書をもらうのに時間がかかるということ。回数をふやすためには委員の都合、それぞれお仕事を持っていたりとかしているんでしょうね。なかなか集めるのが、これ以上難しい、困難だと。しかし、要因はわかっている。わかっているのであれば、これに対してきちっと対応してもらわないと困ります。調査員が八十何項目の調査を記入して、コンピューターで判定して、早くやれますということで、制度的にそんなことを導入されているわけですよ。そういうことだけは早くできて、意見書や、委員に集まってもらう時間がこれ以上とれない。それで被保険者に不自由を与えるなんていうのは、おかしい話ですよ。これは葛城市だけの問題ではない。制度として非常に不親切。さっきも言いましたけど、医療制度、同じでしょう、保険料を払っているんですよ。国保税よりもたくさん払っているかもわかりません。それでこういうことでは、制度として考え、議論をしていただいて、それを取り上げていってもらわなきゃならない。事務だけは簡単にコンピューターで第一次審査を出して、そういうことはやっているけども。だから、そのことが非常に、サービスを受ける上において、我々としても被保険者の方も困るわけですよ。結局は家族やご親戚の方に負担がかかるわけです。

以上です。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより認第8号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第8号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時52分

再 開 午後3時05分

朝岡委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、認第5号、平成26年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村教育部長。

吉村教育部長 教育部長の吉村でございます。

それでは、ただいま上程いただきました認第5号、平成26年度葛城市学校給食特別会計歳入歳出の決算書につきましてご説明申し上げます。

決算書の215ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額といたしまして16億5,273万2,000円でございます。歳出総額につきましては16億5,248万4,000円でございます。歳入歳出差引額は24万8,000円でございます。実質収支額につきましても24万8,000円でございます。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。222ページをお開きください。

1款教育費、1項1目学校給食総務費につきましては7,115万6,057円でございます。主な内容といたしまして、1節報酬といたしまして2,479万7,892円でございます。主なものは嘱託員の報酬でございます。7節賃金につきましては1,025万7,450円でございます。臨時雇用賃金でございます。13節委託料につきましては112万1,580円でございます。給食システム変更委託料などがございます。223ページに移りまして、2目学校給食管理費でございます。2億1,462万8,671円でございます。主なものといたしまして、11節需用費で2,496万1,162円でございます。光熱水費でございます。13節委託料といたしまして175万5,324円でございます。主なものは設備費等保守点検委託料でございます。16節原材料費1億8,730万1,261円でございます。給食材料費でございます。3目学校給食センター建設事業費でございます。13億6,669万9,588円でございます。主なものといたしまして13節委託料1,398万6,000円、測量設計等委託料でございます。めくっていただきまして、224ページでございます。15節工事

請負費といたしまして13億4,676万円でございます。18節備品購入費といたしまして590万2,308円でございます。

歳出合計といたしまして16億5,248万4,316円でございます。

続きまして、歳入でございます。220ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金でございます。1項1目教育費負担金では1億7,368万5,510円でございます。内訳といたしまして、1節学校給食負担金では1億7,333万260円でございます。

2節学校給食費給食負担金過年度分といたしまして35万5,250円でございます。

2款国庫支出金につきまして、1項1目の教育費国庫補助金につきましては、学校給食費補助金といたしまして1億5,121万4,000円でございます。次に2目総務費国庫補助金、1節学校給食費補助金では5億603万7,000円でございます。これは、がんばる地域交付金でございます。

次に、3款繰入金でございます。1項1目1節一般会計繰入金は8億2,070万円でございます。

4款繰越金、1項1目1節前年度繰越金では29万413円でございます。

5款諸収入といたしまして、2項1目1節雑入といたしまして80万5,291円でございます。歳入合計といたしまして16億5,273万2,214円でございます。

次に、225ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。

1つ目の公有財産といたしまして、変更部分でございます。建物といたしまして非木造の決算年度中の増減高といたしまして、新学校給食センターの建築によりまして、2,295.33平方メートルが増加いたしました。建築延べ面積の合計といたしまして、決算年度末現在高は3,597.33平方メートルでございます。2つ目の備品でございます。決算中の増減高でございます。新学校給食センターの給食器具が一式、1点ふえておる状況でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

**朝岡委員長** ただいま説明を願いました本件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

西井委員。

**西井委員** 学校給食の特別会計について質問というか、全体のことについてお伺いしたいと思っております。総括的な質問になるかもしれませんが、よろしくをお願いいたします。

新しい学校給食センターが9月1日からオープンされておるわけでございます。まだ日にもたちませんが、それまでに私も含めて皆さん方、理事者の皆さんも、生徒の顔、また父兄の喜ぶ顔を見ながら、楽しみながら建設が立派にできるようにと思っておられたことと私も思うわけでございますが、ただ、ほん最近、生徒の声とか、また父兄の声で、私も残念に思うわけでございますが、給食の味が悪くなったとか、生徒によっては、新しい給食センターができたらもっとよくなると思っていたのに、味がまずくて痩せるわとかというような声を聞くわけでございます。ただ、これは生徒の声から、また父兄の声で聞くわけで、確かに、例えば食味という形の中で、健康管理も含めて減塩にするということも理解できるし、また、おいしいばかりが給食じゃなく、いろんな教育の中に給食を入れることも理解できるわけです。ただ、しかしながら、まずくなったとかというふうな声を聞けば、各学校の学級で1人

当たりのカロリーを計算されている中で、例えば食べ残しの食品残渣と言われている部分で、何組ではどの程度の残渣があったから、カロリーが不足するやろうなということも本来は学校給食で検討してもらった中で、栄養士らで栄養と食味の感覚を改善してもらおうのが当然あるべき姿じゃないかなと。

もちろん学校給食の中で、うまいまずいだけで、先ほど申し上げているように、まずいことの中でも、例えば食味の中で日本独特のうまみというか、そういうことも舌の中で各個人個人が研修してもらって、将来、日本の食文化の中で食味を感じる舌を肥やしてもらうことによって、国際的な社会の中で外人が日本の方に入ってきて、いろんな食品を外食店の中で、はやるような店をつくるというようなことも、いろんな形の中で展開する若い生徒が、うまみもわからないような生徒というのいかなものかなと。そやから、減塩するなら、うまみをもっとふやすとか、日本独特の。そういういろんな形の中でやられているのかどうか。それと、これから大きくなり盛りの、特に小学生の高学年から中学生にかけては、体づくりをしなければならぬと。減塩するんやったら減塩でもいいけどということで、どのようにされているかについて答弁願いたい。

もちろん、わからないならわからないでも結構です。現場の話と違うからね。もう一度後で、どのような対策を練るかどうかということをもたまたま教えてもらいたいと思います。

**朝岡委員長** 大西教育長。

**大西教育長** 給食がスタートしまして、万全を期してスタートしておりますけれども、確かに新しいところで調理等につきましては、今までとは違った方法になっているところもあるかと思えますので、今のご意見も踏まえまして、また学校、それから子どもたちの声も聞きながら、よりよい今まで以上のものを準備していきたい、提供していくということにさせていただきたいと思えます。そこを理解いただきたいと思えます。

**朝岡委員長** 西井委員。

**西井委員** 教育長からの前向きな答弁をいただけたけど、生徒に喜んでもらい、また、体づくりにもなるような給食に一步でも前進してもらい、奈良県一の給食センターであるような評価が出るように努力してもらいたいということで、よろしく願いいたします。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

**増田委員** 223ページでございます。学校給食管理費、13節委託料、清掃委託料40万2,840円でございます。清掃を委託されている、給食センター内の釜を洗うとか、そういう状況なのか、私はもう少し突っ込んで聞きたいのは、清掃されて、ごみが出て、実は僕が聞きたいのはここなんです。報告がなかったので、どういうふうにかんがうかなと思って、ここを切り口にしたんですけども、恐らくたくさん、残飯として残った食べ残しといいますか、食材をむいた皮とか、そういうものがたくさん出ていると思います。先日、私はごみの減量化ということで、家庭のごみ、水分を切るとか、いろいろと減量化に努めようねということでご提案申し上げました。果たして足元の学校給食の台所のごみをどう処理されているのかなと。以前に新給食センターを見せていただいたときには、そういうふうな残飯を乾燥化するとかというシス

テムは組んでおられなかったので、今後どのような方向でごみの減量化に給食センターとして努められるのかなど、そこのところを期待を含めてお聞かせ願いたいということが1点。

もう一つは220ページ、歳入の方でございます。国庫補助金、1項1目教育費国庫補助金1億5,121万2,000円、学校給食施設環境改善交付金事業補助金、これもがんばる地域交付金ですか、5億6,000万円。先日の市長の交際費についていろいろ議論がございました。そのところでもこの補助金についての議論もあったかなというふうに思います。私、最初に聞いたときの数字も覚えていないので、その辺から当初どのぐらいの国庫補助金をもらう予定をしていたのか。それが、いきなり国からゼロですよという回答があった。そのなくなった理由も聞かされなかった。確か1カ月とか2カ月とか短期間の出来事であったように記憶しているんですけど。ゼロになりました。それが結果的にふえました。一体、市長は東京へあっちこっちへ行ってくれたおかげで、これだけ補助金を獲得してきましたと、その辺のわかりやすい出張効果をお聞かせ願えたらというふうに思います。2点、よろしく申し上げます。

**朝岡委員長** 松田学校給食センター主幹。

**松田学校給食センター主幹** ただいまの増田委員の清掃に関する件の質問でございますけども、この清掃につきましては、旧の當麻と新庄センターの調理場とか釜とかの清掃ではなくて、施設の高所のガラスとか、あと2階のフローリングのワックス等、施設の清掃でございます。

それと、今おっしゃいました残渣ですが、生ごみは業者によりまして引き取ってもらって、それを堆肥等にするということをしておりまして、また、学校等の花壇に使用しているような次第です。

清掃につきましては以上です。

**朝岡委員長** 山下市長。

**山下市長** 私が答えるべきことなのかどうなのか。残渣の件につきましては、昨年までというか、今年7月までは、集まってきたものをそのまま業者に引き取っていただいて堆肥化しておったというところから、新しい施設、私も一回、稼働していない中を見せてもらった、議会の皆さん方も見られたと思いますけれども、食物残渣を集めて、それを1つのところに入れると、水分だけ全部抜いて、水分は水分で、残りの食物残渣は水気をできるだけ抜いたやつを詰めて、それを業者の方に持っていかせていただくということで、かなり重量の方は軽減させていただいて残渣の方に回している、それだけでかなり重量が減っているんじゃないかなというふうに思っています。

それと、もう一つ聞いていただいております。詳しい金額は財政の方がおりますので、後で報告をいただこうと思いますけれども、昨年4月1日、いきなり7,100万円から7,200万円の間ぐらいの補助金だったろうと思いますけれども、それが県を通じて、いきなりゼロ回答というお話をいただいて、東京に陳情を、3回ほど東京に行かせていただいて、最終この金額1億5,121万4,000円という形で返ってきたものだというふうに思っています。給食センターに関してはこれ以外に、去年の議会のときにもお示しましたように、ここにも書いていますけども、がんばる交付金、この5億600万円というのは、クリーンセンターの事業をやるに当たって、この分の事業効果が出るようにということで、奈良県全体

で恐らく16億円ぐらいしかなかったうちの5億円を葛城市がいただいたんだと思いますけども、この分をその年度で終わる事業でなければならぬということでございましたので、クリーンセンターに投入するわけにはいきませんでしたので、この学校給食センターに入れさせていただきますまして、単費の支出をかなり抑えることができたというような形になったんだというふうに思っております。

**朝岡委員長** 山本総務部長。

**山本総務部長** 給食特会におけます国庫補助金等の件でございます。こちらの事業につきましては、工事で約13億4,600万円余りが支出されておるわけでございます。この事業につきましては一般会計合併特例債に位置づけておりまして、それを受けて特会への繰出しにその額を追加した中で、給食特会として一般会計から繰入金という形で入れての事業執行と、こういう2つの会計の動きがございます。この中で、当初、学校給食の負担金、これは補助金でございます、こちらについては7,152万1,000円ということで受けておったのが、理事者の方の陳情等、功を奏した中で7,969万3,000円、2倍強の額の追加的な交付をいただいたわけでございます。それと、これに伴って、この給食特会の中では国庫の補助金がございます。がんばる地域交付金5億603万7,000円と、この金額があるわけでございます。こちらについては国のがんばる地域交付金ということで、1号補正をかけられた中で、国の本省繰越しされた補正財源を活用した、各市町村で取り組んでおる事業に対して交付された補助金でございます、葛城市の場合5億603万7,000円等ということでございますが、多くは地域循環型の新クリーンセンターの分で約3億9,900万円余りがカウントされておったわけでございます。そのほか、学校給食センター分、また當麻小学校、新庄中学校の大規模改造分等々の8つの事業が該当となって5億600万円と、こういう額でございました。充実に当たっては、このがんばる地域交付金というのは、できるだけ即効的に地域の活性につながるよとということ、その年度で消化してしまう事業に充当と。基金等で積み立てて翌年度に充当させるとか、これは前年度の元気交付金でしたらそういう位置づけもあったんですけど、このがんばる交付金についてはそういう位置づけでございまして、そういう中で学校給食センターがこの年度に完成を見るという中で充当させていただいたということでございます。一般財源的に助かっておる分でございます。

この5億600万円余りを歳入で入れ込んだことによりまして、一般会計の合併特例債、逆に5億5,650万円減額となっております。ただ、合併特例債でございますので、95%の充当率であるがために、残る5%については一般財源の持ち出しと当初からなっております。この分がまず2,923万円が一般財源として、このことによって助かったと。また、これは単年度輪切りしたときの合併特例債の中での一般財源分が助かった。それと、今度は合併特例債5億5,650万円の利子を除いてざっとのことでございます、これの公債費算入70%でございますが、その公債費算入にならない30%分が翌年度以降、完済までの間で逆に助かると。約1億6,600万円余りが試算すれば助かると。合わせて1億9,700万円、2億円弱がこのことによつて決算的には助かっておる、こういう見通しを立てております。

以上でございます。

**朝岡委員長** 増田委員。

**増田委員** 清掃は、ガラス、フロア、施設の清掃。これはここの給食センターに限らず、市の施設については業者に委託されていると、ここに限ったことやないというふうに解釈していけばいいですね。一方、私が聞いたかった生ごみについては、新しい給食センターにおいては乾燥機が置いてあると。ちょっと私は記憶にないので、今はないんですかね。私が見せてもらった一番最後のところにはコンテナみたいなもの、バケツみたいなところに車輪がついていて、ここに入った残渣を翌日かその日の最終か、業者が積んで持って帰るようなシステムになっていたように記憶しているので、生のまま持って帰る契約になっているのかさっきその業者が堆肥にして処理するというふうに向ったんですけども、この業者とは、東洋食品が給食業という仕事をやった、産業廃棄物として出しているのか、市の給食センターとしてのごみであって、東洋は調理の委託だけで、ごみの排出処理責任はないということですか。要するに、私、そこのところはどっちなのかなと思って。業者に委託しているから、業者が出したごみなのかどうなのか。それによっては処分の費用の持ち方が違うし。私は、業者がクリーンセンターに持っていったら、これは業者からごみの処理代、産廃処理代をもらわなあかんという、そういうこともちらっと頭によぎったので、聞かせてもらったんやけど、もう一回その流れ、ごみの責任所在と、先ほど、市長が言ってくれたような乾燥処理施設、そういう処理する機能があの中に備わっているのか、そこのところをもう一度お聞きします。

それから、市長が先日から交際費の中でいろいろとご苦労していただいているという成果を山本部長の方から説明いただきました。以前にもこのお話は聞かせていただきました。よく言われていますように、補助金やからもらい得やと。いやいや、何をおっしゃると。これも全て税金の一部なので、それは丁寧に扱うようにと、そういうお話もございましたけども、しかしながら、やはり市の負担を軽くする1つの努力の成果として、補助金をいただくということは市にとっては非常に安定財政につながるのかと思います。今後とも補助金の獲得には、交際費がちょっとぐらいいふえても頑張ってくださいとすることが望ましいかなと、私の主観でございますけれども、そのように感じました。補助金については結構でございますけれども、ごみのところをもう一度教えてください。

**朝岡委員長** 高津学校給食センター所長。

**高津学校給食センター所長** 給食センター、高津でございます。よろしく願いいたします。

今、増田委員からのご質問でございます。まず、ごみはどちらのごみかということでございますが、給食センターは、東洋食品に対しましては、調理と配送業務を委託しております。そこから発生しましたごみは市が処理いたします。ですから、市が処理すべきごみということでございます。

次に、ごみの流れでございます。給食センター内で調理の過程において発生しましたごみは、先ほど委員がおっしゃっていただいたとおり、東の方の厨芥処理機のところに集められます。野菜くずであるとか、いろんなものが東の厨芥処理に集められます。また、回収してきた食缶に残った残渣も同じく厨芥処理の方へ集められます。先ほど市長の説明がありましたように、そこで処理されまして、今まで以上に水分を取った状態にしまして、先ほどおっ

しゃった東の端の緑の大きなバケツの方へおりておると。そこへ堆肥業者がとりに来て、処理していただくという一連の流れになっております。

よろしく願いいたします。

**朝岡委員長** 増田委員。

**増田委員** わかりました。ということは、生ごみを堆肥化できる業者に処理委託していると、こういうことですね。ということは、葛城市のクリーンセンターで生ごみとして処理しているということじゃないということですね。市内に帰属しないということです。わかりました。ありがとうございます。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

阿古委員。

**阿古委員** ある意味、純粋な意味で、旧の給食センター、2つある中でのほぼ最後に近い決算かなと思います。新しい給食センターの工事費は別に入っているから、それとプラスにはなっているんやけども、ざっと見ていると、給食総務費の方ですね、これが大体7、8,000万円かかって、それと食材費とか光熱費関係で大体2億円ぐらいかかっているというのが例年の流れだと思いますけど、その中で新しい給食センターができました。それで今まで食器とか備品を使っていた部分、2つの給食センターであるんですけど、その処分をどうされたのかというのを聞かせてもらいたいです。以前、いつのときやったか、言ったんやけども、ごみになるのか、それともそれをリユースできる機会があるのかどうか。別に市内でリユースできなかつたら、僕は多分、東南アジアでもアフリカでも、国外的な協力ができるようなリユースの方法もあってしかるべきかなと言った記憶があるんです。そやから、どういう処理をされたのかというのがちょっと興味があって、それを聞かせていただきたいのと、それと、これは給食センターの完成間近のときに視察に行かせていただいたときに、天井を見ますと、防蛾灯やとかそういうふうなものが見えるんやけど、実は監視カメラが見えなかったんです。それで業者の方に確認したら、僕は当然、食品を扱うものやから、各ラインごとに監視カメラがあって安全管理をされるのかなというのがあったから、その監視カメラ等を管理されるところはあるんですかと言うと、その建設された業者やったか設計士やったか忘れちゃったけど、説明を聞いたら、いや、それは入っていませんという話で、それが僕はあってもいいのかなという気がしたから、その辺の考え方を確認しておきたいんです。委託業者が安全を必ず確保するように社員教育もしていただいているから、まず変なことは起こらないと思うんです。思うんですけど、よく何とかチューブとかいうので投稿を見ると、アルバイトなり社員さんが、特に食品の関係で、サービス業の方が冷蔵庫に入ってみたりとか、ちょっといたずらされるような、そういうのをおもしろがって投稿されて、非常に話題になることがあって。そやから、そういう意味の安全管理というのは、僕はやはり食材を扱うのであれば、どこかにある方がいいのと違うかなと思いますので、その辺の考え方を聞かせていただきたいです。

**朝岡委員長** 吉村教育部長。

**吉村教育部長** ただいまの阿古委員のご質問の中の備品等の食器類等の処分でございます。現在、ま

だ処分はいたしておりません。市の財産でございますので、処分の方法につきまして、財政局と検討いたしながら、できましたらその調整の中で、各公共施設を優先的に分配するなり、そういうような方法をまずとっていきたいということを考えているところでございます。また、監視カメラにつきましては、まだ現在設置しておらないという状況でございますので、阿古委員のご意向を踏まえまして、また検討させていただきたいと考えているところでございます。

**朝岡委員長** 阿古委員。

**阿古委員** まだ備品として市が管理されているということですので、ごみにするのは簡単やと思いますね。ごみに処理するんやったら、処理費をつけてするのは、お金をつけてするのは簡単やと思うけども、やっぱり有効に利用させていただきたいと思うんです。そやから、前向きにそういう利用の仕方を考えてください。お願いしておきます。

それと、監視カメラについては、これからまた検討していただけるということなので、いい方向で検討されることを望んでおきます。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

岡本副委員長。

**岡本副委員長** 1点だけ。今、増田委員とか、質問があったところ、学校給食管理費の中の生ごみの処理費、多分委託料やと思うんやけど、それはどこに入れてある。

**朝岡委員長** 松田学校給食センター主幹。

**松田学校給食センター主幹** 平成26年度決算につきましては、環境課の方の予算で使用させていただきました。

**朝岡委員長** 岡本副委員長。

**岡本副委員長** 給食で出た生ごみを環境課で処理しているの。給食で出たら給食会計で処理するのではないわけか。そこらはそういうやり方でいいわけ。

**朝岡委員長** 大西教育長。

**大西教育長** 平成26年度までにつきましては、今おっしゃっていましたが環境課のもろもろの市の処理の中で、給食の方も取扱っていただいております。平成26年度まではそうしていただいております。それにつきましては、処理する業者等も環境課等々の関係で、そこへ紹介もいただいた関係でそうしていただきました。平成27年度からにつきましては、給食センターの方で予算化しておるということでございます。

以上です。

**朝岡委員長** 岡本副委員長。

**岡本副委員長** 結果はそうかもしれないが、やっぱり予算というのは皆別々に、必要な分だけを組んでいる、さっきから一生懸命どこに予算があるのか探していた。水切りします、それは確かにいいことやし、堆肥にすることはいいことや。そやけど予算がないのに、どこで処理するのか。何も間違ったことをやっているとは言わないが、きちっと会計処理してもらわんと。これはちょっと今後気をつけてもらいたいと思います。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論ないようですので、討論も終結いたします。

これより認第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、認第5号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認第6号、平成26年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** 都市整備部の土谷でございます。よろしく申し上げます。

それでは、ただいま議題となりました認第6号、平成26年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算についてご説明申し上げます。

決算書229ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額136万7,000円、歳出総額135万9,000円、歳入歳出差引額8,000円、実質収支額8,000円となっております。

続きまして、事項別明細書につきまして、歳出よりご説明申し上げます。235ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費でございます。13万8,119円の支出でございます。

続きまして、2款1項1目一般会計繰出金でございます。122万1,000円の支出でございます。

したがって、歳出済合計額135万9,119円でございます。続きまして、歳入をご説明申し上げます。

234ページをお願いいたします。

1款1項1目雑入でございます。104万9,924円の収入でございます。

2款1項1目繰越金でございます。31万6,991円の収入でございます。

したがって、収入済合計額136万6,915円となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

**朝岡委員長** ただいま説明を願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、認第6号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時50分

再 開 午後4時00分

**朝岡委員長** 開会前でございますけれども、下水道、水道事業と審査をいただくんですが、水道事業の管理者、山下市長から先日の断水の件で皆さんにご報告がございますので、発言を認めます。

**山下市長** 皆さん、改めましてお疲れさまでございます。せんだって9月12日に水道の担当の川松部長の方から連絡をいただきました。山麓線、兵家の地区で本管の方が傷んでおると。現場の特定ができないので、上水のもとのところをとめて工事をしたいということで連絡をいただきました。その折に正副議長並びに正副委員長、それと議員全員にその旨を伝えるということと、市内に放送をするようにということと、それと断水して影響を受ける当該大字の区長さんに全て連絡を入れるようにということで指示を出させていただいたわけでございますけれども、全ての住民にそれが伝わったわけではなかった。当然でございますけれども、深夜12時から朝方4時までの工事、断水でございましたけれども、工事が終わってからも、ちょっと出が悪かったとか色水が出たりとか、いろいろとご迷惑をおかけしたようでございます。管理者といたしまして、まず皆様方におわびを申し上げたいというふうに思っております。どうもご迷惑をおかけいたしました。

**朝岡委員長** それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたしたいと思います。

次に、認第4号、平成26年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

川松上下水道部長。

**川松上下水道部長** 上下水道部の川松でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、ただいま議題としていただきました認第4号、平成26年度葛城市下水道事業特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

まず、実質収支に関する調書からご説明申し上げますので、201ページをお開き願います。

201ページ、実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額は14億5,268万6,000円、2、歳出総額は14億5,122万1,000円となっております。3、歳入歳出差引額は146万5,000円、実質収支額につきましても同額の146万5,000円でございます。

続きまして、事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、208ページをお開き願います。

それでは、歳出の方でございますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、合わせまして1,904万984円で、職員2名分の人件費でございます。以下、主なものでございますが、11節需用費におきまして274万541円で、主な支出といたしましてはマンホールポンプの光熱水費等の支出でございます。13節委託料は1,772万6,220円で、使用料徴収委託料、下水道台帳作成業務委託料、マンホールポンプの維持管理業務委託料が主な支出となっています。続きまして、19節負担金補助及び交付金では2億5,799万2,327円で、主なものは流域下水道維持管理費負担金2億5,532万6,275円で、下水道改造助成金25万円で、これは下水道接続家屋5戸分の助成金であります。

続きまして、209ページの2款公共下水道事業費、1項1目下水道建設費では、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、合わせまして1,892万303円で、職員3名分の人件費となっています。以下、主なものにつきましては、13節委託料は524万8,800円で、測量設計等委託料でございます。続きまして、210ページの15節工事請負費では3,245万6,160円で、下水道管渠布設及び取付管布設工事等の工事請負費と下水道管渠布設工事に伴う舗装復旧工事請負費でございます。2目流域下水道事業費、19節負担金補助及び交付金では1,737万961円でございます。

続きまして、3款公債費でございますが、1項1目元金、23節償還金利子及び割引料につきましては7億6,758万375円の支出となっております。2目利子では23節償還金利子及び割引料で2億8,537万9,569円の支出となっています。

歳出合計といたしまして、14億5,122万1,419円の支出となっております。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げますので、206ページにお戻りください。

1款使用料及び手数料でございますが、1項1目下水道使用料では3億9,593万1,860円の収入済額となっております。また、2項1目下水道手数料につきましては58万5,000円の収入済額となっております。これにつきましては、排水設備指定工事店並びに責任技術者の登録手数料でございます。

2款国庫支出金、1項1目公共下水道事業費国庫補助金でございますが、800万円の収入済額となっております。

続きまして、3款繰入金でございますが、1項1目一般会計繰入金といたしまして9億9,200万円の繰入金となっております。

次に、207ページの6款市債、1項1目下水道債でございますが、1節公共下水道事業債といたしましては3,230万円、2節の流域下水道事業債では1,720万円の収入済額となっております。

歳入合計といたしましては、14億5,268万6,385円の収入済額となっております。

以上、簡単な説明となりましたが、平成26年度下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

**朝岡委員長** ただいま説明を願いました本件に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

岡本副委員長。

**岡本副委員長** 今、下水道、平成26年度の決算ということでございます。いつも聞いておるわけですが、下水道の整備率あるいは水洗化率、平成26年度の処理トン数、それから下水道の改造助成金、当初予算45件分を見ていたわけですが、決算では5件ということであるわけですので、それを含めて平成26年度中に何件の接続があったのかということですね。それと、今、當麻地区で普及に回っている、いろいろやってくれているわけやけども、一般会計で、私が言うのは、し尿のくみ取り量、今年で、前年に比べて318キロリットルですか、減っている。そこは浄化槽の助成金、これが170件ほどあると思う。これもなかなか減ってこないということから、一生懸命やってくれるのはありがたいわけやけども、例えば助成金を払っている浄化槽を優先的に接続してもらおうとか、そういう工夫をしてもらったらと思うのと、私は2件ほど電話を受けたんですけども、當麻地区で今普及に回っていただいている中で、その未接続というのか、登録しないで勝手に接続しているというものが何件かあり、その方に職員が非常にきつい言葉で対応しているという話がありました。私は、職員として一生懸命回ってくれているから、言葉はきついかわからないが、やはり正しいことは正しいという職員であってほしい。そやから私は、やっぱり加入の手続をしないで接続しているということは、これは大きな問題です。そやから職員に偉そうに言われるとか、そんなことを言うのは違います。きちっとしなければあかんということを私は言いました。

もう1件は、ほかからこういう話を聞いたけど、どうなったんですかという話やけども、私も聞くのは初めてで、そういう水道の盗水やないですけども、下水道の手続をしないで処理しているというようなことは私は全然今まで知らなかった。これからどんどん市内へ回っていかれて、こんなことがあるのかないのか、これはよくわからんけども、もし事実、それがあるとしたら大きな問題です。ここで何件ありますとは、言われへんかわからへんけども、それがもし本当にあるとしたら、どういうふうにしていくのかということも、一緒にここで答えてもらいたいというふうに思います。もし、私のような立場の者が黙ってつないでおるということになってきたら大きな問題です。公共の仕事をしているとか、例えば職員であるとか、そんな者がそんなことをしていたら、普通の問題で済むはずでないということやから、その辺を、戸数とか誰がつないでいない、そんなことを聞いているのと違って、本当にあるのかないのか。もしあるとしたら、早急にこういうふうに対処しますとか、そういうことを教えてもらいたいというふうに思います。

**朝岡委員長** 西川下水道課長。

**西川下水道課長** 下水道課の西川です。ただいま岡本副委員長のご質問にお答えさせていただきます。

まず、下水道の整備率でございます。現在、市全体が1万3,918世帯で全人口が3万6,979人でございますので、そのうち下水が整備されているのが1万3,848世帯、人口にしまして3万6,655人、普及率にしまして99.15%となっております。そのうち水洗化世帯でございますけども、そのうちの1万2,121世帯、3万2,359人の方が下水接続いただいておりますので、水洗化率にしまして88.26%でございます。

それから、助成金でございますけれども、平成26年度、3年以内の接続という規定につき

まして接続いただいた方が5戸ありましたので、助成金25万円となっておりますけども、実際に接続いただいた件数につきましては、くみ取りのおうちが8戸、単独浄化槽のおうちが35戸、合併浄化槽の方が6戸、新築が229戸となっております。この49戸のうちの5件が助成金の対象となったわけでございます。

それから、今、未接続のご家庭を回らせていただいて、上下水道部の職員1名と採用5年以内の職員と2名体制で、當麻地区の方から現在回らせていただいておりますけども、その中で、接続の方は8月末で30件ほどいただいております、実績としまして。今現在工事中が7件と聞いております。その中で、回っている中で、市役所への申請なしで接続されている方が少し見受けられました。そのご家庭に対しては、いつから接続いただいているのかと、わかる範囲でそこから使用料をいただくとか、そういう交渉を行っておりますので。その業者も市内の指定業者と違うみたいですので、わかりましたらその業者も調べさせていただきますけども、今のところは判明していない現状でございます。

下水道の平成26年度の総処理水量ですけども、年間366万6,000トンでございます。

**朝岡委員長** 岡本副委員長。

**岡本副委員長** 今、課長の方から答弁をいただきました。平成26年度につきましては、49件加入していただいて、そのうち5件が補助対象になっているということですね。先ほど言いましたように、一生懸命やってくれるのはよくわかるわけやけども、今聞いていて、前後しますけども、平成27年に入って8月中に30件接続してもらいましたということです。それでは、あと半年でもう30件可能になるということになるが、やっぱりキャンペーンというのか、それをするによって接続件数が多いということになれば、下水道課の職員、気の毒やと思うけども、きちっと市民にPRをしていただいて、できるだけ早くつないでいただくようにしないと、下水道の費用、かなりの大きな事業費をかけているわけです。今でも借金100億円あると思うわけやけども、これから企業会計になったときに、とてもやないけど、今言っている処理量366万トン、これでいって単純計算したら、市民からいただいた使用料の金額と県に払う処理費、1億4,000万円ほどしかないわけです。この1億4,000万円で5人、6人の職員を雇っていかないかん。非常に厳しい財政ということですので、つないでもらったらもっと利益が上がるということではないかもわかりませんが、水洗化率もそのぐらい上がっていない、87%、これは100%にできないが、毎回言っておるように、与えられた仕事として、1件でも多くつないでいただく、こういう努力をしてもらいたいというふうに思います。

それと、今、課長おっしゃったように、件数は別として若干あるということを知りました。これはゆゆしき問題やから、例えば業者がわかったら、その業者に対して何らかのペナルティーをかけるとか、あるいは市民になかなかペナルティーは難しいかもしれませんが、これは交渉するのも大事やけども、即、料金をかけていくとか。ということは、水道料金は決まっとるわけやから、例えばこの10月からかけますと言ったら、水道料金は即、下水やからそのぐらいのペナルティーでいかへんかわからへんけど、せんことには、おたくのこんな困りますよ、申請してもらわな困りますよと言っておったら、一月、二月たっていったら、たとえ6,000円、7,000円の金でも入ってこないわけやから、これが事実あるとしたら、強制的

に10月からでもいただくという姿勢でやっていかなければならない。このようなケースが5件か10件か知らないが、新庄も回っていったとき、もし何十件とこんなことが出てきたら、それこそ今、市長の水道破れましてんというような話も変なことかも知らんけども、広がってしまったら、つなぐのはばからしいと、浄化槽でも間に合うねんという人もおるわけやから、そんな人に申しわけない。そやから、やっぱりそれは強硬にやってもらいたい。10月からでもかけていくと、こういう姿勢でやってもらいたいというふうに思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

**朝岡委員長** 答弁、よろしいか。

**岡本副委員長** はい。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

**白石委員** 下水道特別会計について、引き続いて若干の質疑をしておきたい、このように思います。

今、一軒一軒、本当に職員が勧誘に歩いていただいているということは、大いに評価をしておきたいわけでありますけれども、私は水洗化率を高めていく、使用量をできるだけ上げていくということからすれば、利用量の多い事業所を勧誘していただきたい。以前にも取り上げたことがありますけれども、接続していない事業所が大体74事業所ありますね。資料をいただいているんですけども、現在の水洗化事業所というのは545事業所で77.4%。水洗化率が88.26%ですから、低いわけですよ。事業所の場合は量も多いですから、1件ちゃんとやってもらって契約すれば、それだけ使用水量も上がりますから、地道にやっていただいている分は、それはそれとしてやっていただくとともに、事業所に対しても。社会的責任は一緒です、環境を守っていこうということでやるわけですから。ここに対して、これはいつでしたか、平成22年の決算であったというふうに思いますけども、事業所も営業されているところ、工業所、事務所、そして公益の団体、それから官公庁というのがあります。その当時は事業所というところは321件、水洗化していただいている。そして公益、これは例えば特別養護老人ホームとかそういうところだと思うんですが、5件契約していただいている。官公庁、これはどれほどあるかちょっとわかりませんが、100件契約していただいている、そのときは704件のうち432件ということで、水洗化率は61.4%だったんですね。ところが資料をいただいたら、それが77.4%で、平成22年のときからですから、4年間でだいぶ頑張っただけだと、成果が上がっているというふうに思うんですね。ぜひこの1件1件を、住民の皆さんのお宅を尋ねて行くときと、事業所を1つターゲットにして、ご協力いただくということで、改めて取り組みを強めていただきたいというふうに思います。

官公庁で、数字なんて135件あるというふうに認識していますので、資料をいただいています。あと35件は何。もう全部なっているのかな。平成22年のときは100件で、あと35件残っていた。これ、官公庁ということになったら、まず最初にやらないかん話やから、こんな残っていたら大変やから、理由がわかりますか、よろしくお願ひします。

答弁に困るかも知れませんが、これはいつの時期でしたか、ちょっと触れたことがありますけれども、下水道関係の公営企業会計に移行していくということが決まっていま

すね。ご承知のように公営企業会計というのは、今、葛城市では水道事業会計だけなんです  
ね。水道事業会計というのは、なかなか官庁会計と違って、減価償却をしなければなりませんし、かつ資本投資をする場合に、原資というのは基本的には企業債しかないんです。借金してお金を調達して。これからそんなに投資することはないと思うんです。あるとするならば、やはり企業債を借りて、元金、利子を払い、そして新たに構築した配管なり、排水管なり、減価償却をしていかなきゃならないということになれば、今100億円を超える借金もあるし、資本もあるわけやな。

これが実際に先行して運用されている奈良市なんかでは、これが先行するがために下水道料金の見直しをし、上げたんですね。ところが、見込みが甘くて、また見直しをせないかんみたいな話になって、下水道料金が上がるみたいな、そういう市民の皆さんにとっては悪い循環になっていってしまうということなんですね。だから、本来この下水道事業会計はもうけるためにやっているわけではないわけです。水道事業会計といたら本来そうなんですね、利潤を追うためにやっているわけではない。公共下水道会計なんか特にそうじゃないですかね。だから、どういう考え方で導入されようとしているのか。これは避けがたいものですから、早くこの情報資料を提供していただいて、対策を考えていかなければ、市民の皆さんに下水道料金の引き上げという形でご迷惑をかけることになるので。これは詳細なお答えはできないと思いますので、できるだけ早く把握していただいて、奈良でどうしてああいうことになっているんだと、どういう見込み違いをしていたのかということなんかは解明していただいて、どういう準備をまずしなければいけないのかということを経査していただいて、所管の委員会に報告いただきたい、このように思います。これが直近の大きな懸案事項であるというふうに思いますので、よろしく願いしておきたい。

**朝岡委員長** 西川下水道課長。

**西川下水道課長** ただいま白石委員の事業所の水洗化について、官公庁の水洗化でございますけども、市の直営の大きい施設については、ほとんどつないでいただいておりますけども、シルバー人材の建物とか、水道課の建物とか、下水が整備できていない区域もありますので、つないでおりません。あと、各地区の指定管理していただいている公民館も一部はまだ未水洗化が残っています。地区によっては、その地区のまた小さい地区の公民館がございます。あと、公園とかの公衆トイレとか、そういうところもございますので、まだそんな施設を入れたら、135件という水道の水洗数がありますけども、下水としてはそういう建物のないところは余りつないでもらっていないような現状がありますけども、そばまで下水道が行ったら、直営でしたら予算をとっていただいて、すぐつないでもらいますけども、地区で管理している公民館とか集会所は地区の負担金も要りますので、まだ135件のうち115件にとどまっております。

**朝岡委員長** 山下市長。

**山下市長** 白石委員の質問にお答えさせていただきたいと思います。これは平成32年、企業会計というところがありますけども、皆さんこの下水道の会計を見て気づかれることやと思いますけれども、毎年大体15億円の予算決算をさせていただいております。入りでも大体15億円でや

っていますけれども、出で見てくださいと、公債費が10億円、その他で4、5億円ですね。ほぼ今までやりました、管を入れかえるとか、管を新設するということに借りましたお金の償還に10億円のお金を使っておるということですね。入りで見っていきますと、下水道使用料で大体4億円弱、一般会計からの繰入金で10億円入れております。ほとんど市からの繰入れの額は公債費で消えていくという構造をもともと持っておるということですね。これは単純に料金を上げるとかじゃなくて、繰入金を減らそうとしたら、料金を上げていかなければならない。しかし、何ぼまで上げるねんと。今、4億円入っていますけれども、使用料、これを倍にしたって8億円にしかならんわけです。今、20立方メートル当たり80円の料金をいただいていますけれども、これを160円にしたって8億円にしかならん。そこから10億円を一般会計から入れていただいているやつが6億円になるだけで、毎年6億円を一般会計から入れていかなければならないという構造的な、もともと黒字にならないというような状況になっておるというのを大前提で議論というか、皆さん方と協議を重ねていかなあかなというふうに思っています。

旧新庄町は早くから下水を入れ始めていますので、そろそろ老朽管というものも出てきますので、その入れかえもしていかなければならないということもありまして、逐次計画的に入れかえをしていくということと、もちろん接続していただく事業者や個人、これもふやしていかなければならないということもありますけれども、一般会計からの繰入れなしにはこの下水道会計が成り立たないということをわかった上で、どういうふうにしていくのかということを組み立てていく必要があろうかと思えます。単純に企業会計だから、それを成り立たせるためにというよりも、破綻を起こさないようにするには、どのような形でこの収入を安定化させていくのかということを考えていかなければならないということだけ、これは議会の議員の皆さんに対しての投げかけでもあるわけでございますけれども、これを前提に我々もいかにしていくべきなのかということを考えてまいりたい。とりあえず、きょうは材料だけお示しいたしましたけれども、今後よりよい方向に行くために考えてまいりたいと思えます。

**朝岡委員長** 白石委員。

**白石委員** しっかり、市の原課に勉強していただいて、奈良市のようにならないように。市長からもご答弁をいただきました。早晚こういう問題が出てくるということはわかっているわけで、できるだけそういうところは避けたいなという気はあるんですけども、奈良市の問題とかそういうことが出てきたら、本当に真剣に考えて対応していかなきゃならない。水道にしても下水道にしても、これは本当に、下水道の場合は生きていく上で必要なものかどうかというのは別にして、これはまた大きな観点、地球環境を守っていく、我々が住んでいる環境、人間だけじゃなくて動植物も含めて守っていくという形で、大きな投資をしてやってきているわけでありまして。しかし、これがどういう形で企業会計として導入されるのかというのは、非常に水道企業会計で苦勞してきていますから、頭の痛い話ですね。水道の場合はそれこそ1日として欠かすことができない、そういうものでありますから、当然、低廉で清浄な豊富な水を皆さんに提供していくという責務が課せられていますから、一定、市民の皆さんのご

理解はもちろん、理事者も頑張って水道料金を抑えるということで来ていますけども、下水道料金の場合にはなかなかそういう理由というのも薄いということもあって。しかし、これが一挙に進むと大変なことになるというふうに思います。

市長が言っている方向性というのは、この一般会計からの繰入れ、どういう形での繰入れが認められるのか。水道事業では基本的には経費負担区分の原則というのがありまして、基本的には一般会計からの繰入れは禁じられているわけですね。そういうことが同じようになされるのかどうかということもありますし、資本造成する場合も、資金そのものをどういう調達の仕方ができるのかということなんかもしっかりと考えていただく。市長自身は一般会計という表現をしましたが、ここが前提でないとおかしいんです。私なんかは、水道事業会計では、配水タンクをするにしても浄水場をするにしても、これは一般会計からとか、あるいは国からの補助金とか補助制度をつくってもらって、ちゃんとできるように資本造成すべきだということではあるんですけども、ところが企業会計そのものは一般会計と遮断するということが、戦後の時代は地方自治体に対しては大変厳しかったから、この企業会計と一般会計を遮断して、一般会計に負担をかけないという考え方もあって、資本の調達等々、縛りがかかってくるのと、一般会計からの繰入れを原則禁止しているということになっているんですね。だから、それをそのまましたらえらいことやということになりますので、市長がそういう方向性と言われて、ちょっと光が見えてきたかなというふうに思います。

事業所の件は、この間も4年間で13ポイントぐらい前進しているということで、やっぱり取り組めば進むということですので、人数を減らされて大変だというふうに思いますけれども、ぜひ大きな成果を上げていただいて、こちらの面からも水道事業会計に対して貢献していただくようお願いしておきたい。

以上です。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

阿古委員。

**阿古委員** 210ページ、1目15節工事請負費3,245万6,160円ですか。これ、今言ったのは下水道管って大体何年ぐらいもつのかという話を僕は確認しておかないといけないなと思っているんです。その内訳の中で、今までで下水道管の布設替えというのは、兵家が上がっているでしょう。これ多分、住宅地なんですよ。あれは下水道事業が始まる前に集落排水事業というのがあって、そのときに布設された管やと僕は理解しているけども、要はそれで約40年ですよ、本当のことを言うと、あの住宅地ができて。今現在、そのときの管と今の管とは同じなのかどうか、僕もちょっとわからへんけども、その辺も含めて、布設された下水道管の耐用年数というのは大体どれぐらいなのか。その間、阪神大震災があつて、いろんな耐震の管がどうのこうのという話があるのかなのか、それもわからないんですけども、その辺だけ、まず確認させていただけますか。

**朝岡委員長** 西川下水道課長。

**西川下水道課長** ただいま阿古委員のご質問にお答えいたします。

今やっておりますのは、兵家地区のイトーピアという団地でございますけども、あれは旧

の伊藤忠商事の開発の団地でございまして、コミュニティプラントといいまして、汚水を1カ所に集めて処理して流す、浄化槽の大きな格好になっていました管ですけども、材質は全てコンクリート管でできています。今現在はほとんど塩化ビニール管を使っておりますので、塩化ビニール管の方が耐用年数が45年ありまして、コンクリート管につきましては耐用年数は大体30年から35年と聞いています。耐用年数は短いので、あと下水による硫化水素の腐食とかもございまして、今工事しておりますのは、管の中に新しい塩ビ管をつくっていく工法ですので、管を全部とって入れかえるのと違って、中だけの流れやすいようにすると、後、滑落のないように、陥没の出ないようにしている工法でございまして。直近、平成元年以降、大体ほとんどが塩化ビニール管で入れておりますので、耐用年数は45年。一番古いので、今で30年ぐらいたってございますけども、まだ10年から15年の耐用はございまして。それ以後、また管の改築工事とかも出てくると思っておりますので、今のところは10年後までは今の現状でいけると見込んでいます。

**朝岡委員長** 阿古委員。

**阿古委員** わかりました。そうすると、平成元年ごろは、実は當麻町の方が非常に下水の施設の導入は早かったからね。そやから、早いやつで布設替え、管の替えが発生するのは10年か15年先かなというようなことですね。というのは、さっきの企業会計に移るに当たって、この辺が非常に問題になってくるやろうと。当初の投資の部分については、ある一定の交付税算入なりされてくる可能性が高いんやろうけども、布設替えについてはどうなってくるのかという非常に微妙な問題がまた出てくるのかなと思ったから、確認させていただいたんです。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論ないようですので、討論も終結いたします。

これより認第4号を採決いたします。

本件を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、認第4号は原案のとおり認定することと決定いたしました。

それでは最後に、認第10号、平成26年度葛城市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

川松上下水道部長。

**川松上下水道部長** 上下水道部の川松です。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、ただいま上程いただきました認第10号、平成26年度葛城市水道事業会計決算についてご説明申し上げますので、16ページをお開き願ひたいと思ひます。

16ページ、水道事業報告書でございます。

まず、総括事項の営業でございますが、平成26年度末の給水戸数は前年度より179戸増の1万3,720戸でございます。給水人口につきましても298人増の3万6,949人となったわけでございます。近年、節水意識の向上が図られており、一部企業における使用量の大幅な減少もあり、年間有収水量で6万1,000立方メートルの減少となっております。また、1日の平均配水量につきましては1万2,205立方メートルで、ピーク時に1日最大1万3,801立方メートルの配水量となっております。

次に、17ページの建設改良でございますが、平成26年度は新庄浄水場の急速ろ過機自動弁等修繕工事等、兵家浄水場の1号急速ろ過機更新工事及び電源二重化工事、竹内浄水場の急速ろ過機修繕工事及びろ過ポンプ井覆蓋工事を実施し、前年度に引き続き老朽化に伴う配水管布設替え工事及び配水管改良・新設工事を施工いたしました。

次に、経理に関してでございますが、平成26年度につきましても地方公営企業の独立採算制に沿った経営の合理化に努め、損益収支については水道事業収益7億4,044万5,682円に対し、水道事業費用は6億3,065万514円で、当該年度の純利益として1億979万5,168円と相なったわけでございます。また、資本的収支につきましては、収入額772万8,956円に対しまして、支出額は3億1,198万9,885円となり、資本的収支の不足額3億426万929円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,740万6,199円並びに過年度損益勘定留保資金2億8,685万4,730円にて補てんいたしております。

次に、水道事業の損益計算書につきましてご説明申し上げますので、4ページにお戻り願いたいと思います。

4ページ、平成26年度葛城市水道事業会計損益計算書でございます。

まず、営業収益でございますが、給水収益、受託工事収益、その他営業収益等合わせまして6億190万6,530円でございます。また、営業費用につきましては、原水及び浄水費あるいは配水及び給水費等々合わせまして5億8,846万974円の支出で、営業収益から営業費用を差し引きいたしまして1,344万5,556円の営業利益となったわけでございます。

次に、5ページの営業外収益でございます。受取利息及び配当金、長期前受金戻入、雑収益合わせましての営業外収益として1億3,260万9,802円でございます。また、営業外費用につきましては、企業債の支払利息及び企業債取扱諸費並びに雑支出合わせまして2,466万1,691円の支出でございます。営業外収益から営業外費用を差し引きいたしまして1億794万8,111円となり、結果、経常利益といたしましては1億2,139万3,667円と相なったわけでございます。

次の特別利益でございますが、会計制度の改正に伴う特別利益として592万9,350円でございます。また、特別損失でございますが、会計制度の改正に伴う特別損失として1,752万7,849円でございます。当年度純利益1億979万5,168円、前年度繰越利益剰余金16億6,963万4,641円、合わせまして17億7,942万9,809円の当年度末処分利益剰余金と相なったわけでございます。

引き続きまして、収益費用明細及び資本的収支の明細につきましてご説明申し上げますの

で、23ページをお開き願いたいと思います。

23ページ、収益費用明細書でございます。

まず、収入でございますが、1款水道事業収益といたしまして、収入済額が7億4,044万5,682円でございます。1項営業収益、1目給水収益では5億5,339万4,254円の水道使用料収入で、供給単価は128.84円でございます。2目受託工事収益では、給配水受託工事収入として178万741円及び修繕工事収入11万9,000円、合わせまして189万9,741円の収入でございます。3目その他営業収益では給水分担金として3,598万326円、メーターボックス等の給水工事材料の売却収益として107万4,040円、また下水道使用料の徴収手数料等で916万3,169円、設計及び竣工検査手数料38万円、指定給水業者申請手数料1万5,000円、合わせましてその他営業収益は4,661万2,535円の収益となっております。また、2項の営業外収益では、受取利息として490万2,970円、長期前受金戻入として1億2,534万5,853円、その他雑収益の下水道課賃借料等で236万979円、合わせまして営業外収益は1億3,260万9,802円でございます。また3項の特別利益では、会計制度の改正に伴う特別利益として592万9,350円となっております。

続きまして、24ページからの支出の部でございます。

1款水道事業費用として、支出済額が6億3,065万514円で、給水原価としては140.95円でございます。1項営業費用の支出済額が5億8,846万974円で、その内訳といたしまして、1目原水及び浄水費で2億5,996万783円でございます。その主なものといたしましては職員2名分の人件費で、給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費計で1,917万3,437円でございます。次に非常勤職員1名分の4節賃金197万8,000円及び5節報酬として、嘱託職員1名分の人件費等で339万6,300円でございます。次に18節の水質検査や設備保守点検等の委託料として2,637万6,767円、20節の市内山間部等の大字取水の池等の原水取水施設用地の賃借料として603万300円、25節原水取水ポンプ等の動力費として2,974万1,820円、26節の次亜塩素酸、PAC等の滅菌薬、凝集剤等の薬品購入費として927万1,844円、31節水質検査センター組合負担金等で2,172万6,373円、34節県水受水費及び原水取水費として1億3,883万1,127円をそれぞれ支出いたしております。

次に、2目配水及び給水費でございますが、これにつきましても職員1名分の人件費で、給料、賞与引当金繰入額、法定福利費計552万7,668円でございます。21節の配水管等の修繕費として887万8,500円等と合わせまして1,844万6,248円を支出いたしております。

次に、3目受託工事費でございます。支出済額は743万5,624円で、職員1名分の人件費、給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費計539万624円でございます。35節工事請負費では消火栓設置工事費として199万9,000円の支出等となっております。

4目総係費では、1節、職員5名分の人件費、給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費で計4,101万5,536円でございます。4節非常勤職員2名分の賃金234万1,378円で、5節報酬では、嘱託職員3名分741万7,974円と水道事業運営委員会の委員報酬として16万8,000円でございます。14節光熱水費では浄水場及び管理棟の電気料金等で656万7,655円、さらに18節委託料では、電算システム保守等委託あるいは電気保安業務、検針業務委託料等々で

1,185万662円等々合わせまして、総係費では8,074万1,971円を支出いたしております。

ページをめくっていただきまして、28ページになりますが、5目減価償却費でございます。有形固定資産の支出済額が2億1,850万5,605円でございます。建物等、個々の減価償却費につきましては備考欄に記載のとおりでございます。また、31ページには固定資産明細書を記載しております。

6目資産減耗費では、有形固定資産の廃棄損として308万6,983円、7目その他営業費用では給水工事材料の販売原価として28万3,760円をそれぞれ支出いたしております。

次に、2項営業外費用でございます。1目支払利息及び企業債取扱諸費では、財務省、地方公共団体金融公庫の企業債利息とその他雑支出を合わせまして2,398万7,934円を、また2目雑支出では、67万3,757円を合わせまして営業外費用として2,466万1,691円を支出いたしております。

3項の特別損失でございます。会計制度の改正に伴う特別損失として、貸倒引当金と賞与引当金を合わせまして1,752万7,849円を計上いたしております。また、3項特別損失については会計基準の改正に伴って、10ページから11ページの中期引当金の取り崩しについて記載しております。

最後になりますが、29ページ、資本的収支明細書につきましてご説明申し上げます。

まず、1款資本的収入でございます。4項1目1節工事負担金として収入済額は715万6,441円でございます。

ページをめくっていただきまして、30ページの資本的支出でございます。1款資本的支出では、支出済額が2億9,617万6,848円でございます。その内訳といたしまして、1項建設改良費の1目浄水設備費では浄水施設設置改良工事等で6,671万3,228円、2目配水設備費では配水管工事等設計業務委託料や配水管工事費等合わせまして1億4,678万2,518円となっております。4目固定資産購入費では、量水器の購入費及び車両運搬具等並びに器具備品購入費等で441万7,295円の支出となっております。なお、主な建設工事の内容につきましては19ページに記載させていただいております。

また、2項1目企業債償還金では財務省理財局、地方公共団体金融公庫の元金償還金として、合わせまして7,018万4,923円を償還いたしました。なお、企業債明細書につきましては32ページに記載させていただいております。

続きまして、貸借対照表の説明をさせていただきますので、6ページにお戻りください。

6ページ、貸借対照表、資産の部といたしまして、1、固定資産の(1)有形固定資産につきましては、(イ)土地から(チ)の建設仮勘定までの合計は52億385万1,897円。7ページに移りまして、2、流動資産につきましては(1)現金預金から(7)その他流動資産までの流動資産合計が23億6,568万9,032円ございまして、固定資産と流動資産を合わせました資産合計は75億6,954万929円でございます。

次に、負債の部でございます。3、固定負債につきましては、(1)企業債から(2)リース債務までの合計5億5,745万9,061円でございます。

次の8ページでございます。4、流動負債につきましては、(1)一時借入金から(7)

引当金までの合計は2億3,717万9,732円でございます。5、繰延収益につきましては30億7,911万6,674円で、負債合計は38億7,375万5,467円でございます。

次に、資本の部でございますが、6、資本金につきましては、(イ)自己資本金といたしまして2億8,513万4,816円でございます。9ページ、7、剰余金につきましては、(2)利益剰余金では、(イ)減債積立金、(ロ)利益積立金、(ハ)建設改良積立金、(ニ)当年度未処分利益剰余金を合わせました利益剰余金合計は34億1,065万646円でございます。剰余金合計は同じく34億1,065万646円で、資本金と剰余金を合わせました資本合計は36億9,578万5,462円で、負債と資本を合計いたしました負債資本の合計は75億6,954万929円でございます。なお、この額は7ページの資産合計と合致しております。

以上、簡単ではございますが、平成26年度水道事業会計決算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**朝岡委員長** それでは、ただいま説明を願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

阿古委員。

**阿古委員** 損益計算書、貸借対照表を基準に見せていただいているんですけども、まず5ページの長期前受金戻入1億2,534万5,853円ですね、どういう性格のものなのか。それともう一つ、前受金ですから、前受金残というのはトータルでどれくらいあるのかというのを聞かせてもらいたいと思います。

2点目が、これをぱっと見たとき、非常に厳しい内容やなと思ったんです。企業会計になって減価償却を入れないといけないから、厳しくなっているのはよくわかるんですけど、ただ、気になるのが、給水単価と供給単価がちょっと理解しにくい。これでいったら、売れば売るほど赤字やということですね。23ページ、24ページですね。供給単価が128円84銭、立方メートル当たりの単価ですね。それで売りの方の給水原価140円95銭、これ立方メートル当たりの単価ですね。そやから、原価が140円のものでも、これだけで見ると128円で売っているという理解の仕方ですね。それが今言った1番目の質問と実は重なるんですよ。そやから、その差額分を今言っている費用で埋めているという、営業外収益のところの金額で埋めて、かろうじて黒字決算に持っていっているというのが、この今言っているシートバランスというか、この決算書を見せていただいたときの感想ですわ。そやから、それが果たして私が受けている感想が正しいのかどうか、確認せなあかんというので質問しているわけなんですけども、今言っている前受金、営業外収益の分ですね、1億2,000万円ほど入っている、その性格のものと、それと前受金であれば当然、前受金の金額のトータルというのはあるんでしょうから、それがどれくらいあってというのを聞かせてください。それと、今の原価の話も。

**朝岡委員長** 西口水道課長。

**西口水道課長** 水道課、西口です。よろしくお願いたします。ただいまの阿古委員のご質問ですが、まず長期前受金についてご説明させていただきます。

長期前受金戻入とは、従来は資産の不足に充てるために交付された国庫補助金とか工事負

担金、資本的収入の資本剰余金に計上していましたが、平成26年度に地方公営企業会計制度の改正が適用されまして、負債も長期前受金として計上することになりました。それに伴って、国庫補助金、工事負担金を財源として取得した固定資産の減価償却を行う際に見合う分を収益として計上することになりました。補助金等で資産を取得したその年度のみ収入ではなくて、減価償却が終わるまで毎年分割して入ってきているものとみなすものです。その分割が今年度1億2,534万5,853円となっています。それで、この金額は実際の現金が工事等を行った年度に入ってきているもので、この収入は現金を伴いません。

次の給水単価と供給単価の逆ざや現象についてですが、これもこの長期前受金が大きく影響しているんですが、これも同じく平成26年度に地方公営企業の会計制度が適用されまして、旧の会計制度では、先ほど申しましたように、補助金、工事負担金等でした固定資産の減価償却は、旧の制度では任意とされていました。ところが、制度改正で減価償却を行うこととされ、過去に受けた補助金等で建設された資産を平成26年度で約4,200万円減価償却を、平成25年度に比べて多く行いました。同じく制度改正でリース資産の減価償却、約700万円も行いましたが、その分がもろに影響して、この大きな逆転現象になった次第でございます。

それと、前受金の残高なんですが、8ページの番号5の繰延収益(2)の長期前受金の中の繰延収益合計が30億7,911万6,674円となっておりますが、これがその金額となります。

以上です。

**朝岡委員長** 阿古委員。

**阿古委員** 今の話でいけば、あと30億円ぐらいありますよ。ですから、これ単年度、1億2,000万円か、営業外収益の方で減価償却分として振り替えていったら、あと15年間はいけますよ。新たな工事をしたら、また当然、あるのかな、ないのかな。もうないのか。15年間この形式でいけますよというような話の内容なのかな。ざっと大まかに言ったらそんな感じと違いますか。剰余金を営業外収益に繰入れていくんやからね。大変なことやと思います。そやから、水道事業はもう企業会計やから、これから当然、古くなったら建替えという話もできてくるわけやから、本来、剰余金とかはかなり、たしか50億円ぐらいあったのかな、基金的に残っていたように思うけども、違うかったかな。もう一回ページを見たらわかるけども、頭の中の数字で大体それぐらいかなと思っていたけども、それをもって今度、建替えの方に入っていかなあかんということやけども、ちょっとこれはショッキングな数字やと思いますね。これもこれからどうしていくのかも、かなり考えていかへんとあかん。

それと、さっきの話の中で、供給原価と給水原価の価格が逆転していますよという、その理由のところちょっとわかりにくかったので、その部分についてもう一回聞かせてもらえますか。

**朝岡委員長** 山下市長。

**山下市長** これはかなり厳しい状況にあるのは間違いのないところでございます。今回、平成26年度の会計から、予算決算から減価償却を今まで任意で、合併してから葛城市としては償却してこなかったものを、償却するようにということで、これはみなし償却をしていかなければならないということになりました。その償却分として、今回は4,900万円を給水のトン数で割

った分で約11円、ふだんの分より乗ってくるという形になってまいりましたので。細かい話は水道課の方に聞いていただきたいと思います。その分が乗ってきているということと、この企業会計で水道会計が厳しくなっている要因ですね。

もう一つ大きな、事業者が葛城市で大きく活動いただけなくなってきたということがもう一つの要因になっております。水道料金というのは従量制でございますので、たくさん使っていただければ使っていただくほど、給水の単価が上がっていくというような制度になっております。萱にある大きな企業が平成21年にはおおむね1億8,000万円ほど料金の実績があったものが、平成26年度では1,500万円強に大幅に減っておるということで、これだけで既に1億6,500万円ほどのマイナスの影響が出ました。そのほか、新村の企業であるとか、新たな企業が入ってきていただいて、プラスになっている分としては、2,500万円程度しかプラスになっていないので、差し引き1億5,000万円ほどが、もともと考えていたよりも入ってくるお金が少なくなっているというのが2つ目の大きな要因になっておるといってございまして、先ほどのみなし償却の分につきまして、もう一度、担当者の方から説明させます。

**朝岡委員長** 西口水道課長。

**西口水道課長** もう一度、長期前受金の説明をさせていただきます。制度改正によりまして、昔というか制度改正前はみなし償却といたしまして、国庫補助金とか工事負担金等で取得しました固定資産の減価償却は任意でした。それが制度改正後、必ずしなければならないということで、今年度、固定資産、平成26年度から減価償却費が4,200万円の増と、それとリース資産会計というの導入されまして、それでプラス700万円、合計4,900万円減価償却が増加しております。

以上です。

**朝岡委員長** 阿古委員。

**阿古委員** これ、初年度かな、減価償却に変わった初年度の会計ですね。今の原価の問題について、若干話をしておきたいと思うんですけども、企業会計、企業の会計というのは減価償却費をもともと含んで、今言っている原価を出す。そやからまさにそのとおりの原価が出てきて、あれなんですね。それで企業会計に組み込んでいくということは、その原価から経費を上乗せして、それで売却していくというのが基準。そうしないと、企業としては成り立っていかない。ただ、今言っているように、今までの補助金なり交付金があるから、それからお金を赤字にならへんように持ってきます。じゃ、それでいつまで食いつなげるんですかという話になりかねないかなと思いますね。これは1年では多分議論できないやろうと思うけども、これはきちっと議論していかないと、これは大変なことになるのは目に見えていますね。

それで確認です。大体50億円ぐらい、剰余金以外にあるのかなと言うんやけど、数字、多分探したらあるけど、正式な数字だけもう一回聞かせてください。

**朝岡委員長** 西口水道課長。

**西口水道課長** 7ページの2番、流動資産の(1)現金預金、これが現在の水道課の内部で持っている現金、お金となります。22億4,453万8,920円です。

以上です。

朝岡委員長 阿古委員。

阿古委員 そやから、両方足しても50億円もないという感覚を持っていないとということやな。それで、これから償却、建物等、いろんなリースしているもの、備品によって償却年数が違うけども、ざっと大体、まだ償還しないといけないお金が60億円ぐらいあるのかな、六十何億円かある中で、これは僕は早計にどうですわとは言いませんから、初年度やということも含めて、水道事業としてどうやっていくのかというのは、これから幾度となく聞かせてもらうことになっていくと思います。きょうはこれぐらいでおいておきます。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

白石委員 厳しいことばかりで、水道課は大変だと思うんですけども、私はそれなりに今、水道課が頑張っている点をご紹介しておきたい、こういうふうに思うんですね。

制度の改正によって、あるいは有力企業の事業の縮小によって大きな影響を受けているという、本当に大変だというふうに思うんですが、葛城市の実際の経営の内容というのは、内容というよりも実態というんですか、有収率ですね。この有収率というのは、配水タンクから市民の皆さんに水を供給したものが、どれだけお金に変わっているかということなんですね。これが96.41%なんですね。この96.41%というのは、この近辺ではまずないですね。やっぱり高い率だというふうに思います。このことについては、本当に漏水、今回のような工事をしたら有収率は下がっちゃうわけで、できるだけちゃんとした維持管理を心がけて、漏水しないということが第一でありますし、皆さん言われているように、先行して老朽管の布設替えをやっていく、そして石綿管なんかは直ちにでも布設替えをして、事前の対策を打っていくということが必要だろうというふうに思います。この点は、僕は毎回大いに評価をしてきているわけですけども。

それから、県が二部料金制という形で、大滝ダムができましたので、どんと安くして、県水一本にしたら、一本というわけじゃないけども、一定の水準以上にしたら、どっとまけますと、こういうことなんです、ところが葛城市は、自己水の割合を一定高く持っていて、県水の申し込み量も、これは申し込み量の問題なんでしょうけれども、一時期高く申し込んでいたのかな。そのことが影響して、この県の二部料金制の恩恵が全く得られないということになって、これも見通しがないということで。今、努力されているのは、ここで見てみますと、県水の量が減っているんですね。県水がいつも大体、旧新庄町時代から、供給単価を下げるために、高い県水をふやさないということで、最高でも25%にとどめるんだということで、これを至上命題として、自己水の確保に本当に水道課の皆さん、山間大字の水源地を回っていただいて、夏なんか大変だったんですね。それが今回では22.4%に減らしている。これは1つの対策だというふうに思います。しかし、これをやれば、当然、自己水の確保に走らないかん。今の状況やったら大丈夫だと思うんですが、これは夏やったら大変ですね。田植えのときから夏場というのは水源の確保に大変な努力をされている。その上に、理事者はどう考えているか知らんけども、水道の職員、この間ちょこちょこ減っているからね。やっぱりこれから減らすだけでは、総係を減らすという点ではそれなりに効果はあるかもわか

らんけども、余り減らしてしまっていて、どこかで手が抜けて、漏水がどっと起こって、夜間に工事せないかんと。これでは困るわけで、ちゃんとしたしっかりした体制を持って、メンテをきちっとし、やってもらわないといけないというふうに思います。

本当にこれは、昔の當麻も昔の新庄も一応、葛城山、岩橋山、それから二上山という形で、山は浅いけれども水源地を持っている、表流水を中心にして、その表流水を水道水として活用して頑張っているわけで、これはなかなか大変なことなんですね、地元の水利権の関係もありますし。そういう中で頑張ってきたんです。合併当初、どういうことだったかということ、合併して6年目には間違いなしに赤字に転落するというのが見込みだったんです。これにどれだけ頑張れるかというのが、ここに水道企業会計の部長の腕の見せどころやと。先代の部長、その前の部長が頑張ってきて、ここまで引っ張ってきたんです。しかし、まだ県内でも安い水道料金を維持して頑張っているわけですから、先人が引き継いでくれた財産、歴史を引き継いで、この難局を乗り切ってほしい、このように思うんですね。

そういう意味では、阿古委員が指摘したように、まさに厳しい、逆ぎやは12円なんですね。これは会計の、これから回収率が100%以下になるということになれば、料金改定を考えなければならないというのが大体普通のことなんですね。しかし、これでは申しわけがありませんので、しっかり頑張っ立て直していくと。いろいろ知恵を絞って頑張っていくということで。公営企業会計、とりわけ水道事業なんていうのは、もともともうかるような事業じゃないんですね。そういうことを、戦後の日本の中でもうからない領域の事業を地方自治体の企業として持たせてきたんですね。それが水道事業であるということですので、ぜひ頑張っただいて、また水道料金の改定なんて言わないように、よろしく願いしておきたい。以上です。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論ないようですので、討論を終結します。

これより認第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、認第10号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

それでは、閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

一昨日から3日間にわたり、全ての決算の会計につきまして、慎重にご審議、ご議論をいただきまして、おかげをもちまして、つつがなく運営ができましたことを心から感謝申し上げ

げます。

冒頭に述べましたように、平成26年度というのは、先人の皆さん方がご苦労いただいて、新しいまちづくりのために策定いただきました新市建設計画、これがつち音を立てて、一定の成果を見ながらこの10年を迎えて、また、国のさまざまな陳情のもとで、この10年の計画が延伸されたという、そういう利潤もあって、今まさに10年目を迎え、そしてまた次の10年に向かって策定いただいた計画を今推進していると、こういう中での決算でございました。

委員の皆様にはさまざまなご議論をいただきまして、ご要望、またご提言もいただきました。これをまた、これからの議員活動にしっかりと励んでいただきまして、また、理事者におかれましては、本委員会ですさまざまな委員から出された要望、ご提言に対しまして、今後また作成される平成28年度の予算にしっかりと反映いただきますことを心から願いまして、一言のご挨拶にかえさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。ご苦労さんでございました。

閉 会 午後5時24分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

決算特別委員会委員長 朝 岡 佐一郎